

米軍基地関係特別委員会記録
＜第3号＞

平成23年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成23年3月25日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成23年3月25日 金曜日
開 会 午前11時45分
散 会 午後5時42分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号、同第88号、同第89号、同第94号、同第102号、同第204号、陳情平成21年第42号、同第46号、同第51号、同第79号、同第82号、同第114号、同第125号、同第151号、同第154号、同第161号、同第169号、同第185号から同第187号まで、同第195号、陳情平成22年第26号、同第45号、同第50号、同第79号、同第80号、同第86号、同第117号、同第149号、同第150号、同第166号、同第167号、同第184号、同第187号、同第195号から同第198号まで、同第201号、陳情第6号の4、第7号、第9号、第15号、第37号、第39号、第40号及び第41号
- 2 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（在日海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について）
- 3 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長 渡嘉敷 喜代子 さん
副 委 員 長 桑 江 朝千夫 君
委 員 吉 元 義 彦 君

委員	仲田弘毅君
委員	具志孝助君
委員	照屋大河君
委員	前田政明君
委員	上原章君
委員	新垣清涼君
委員	玉城満君
委員	玉城義和君
委員	吉田勝廣君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室長	又吉進君
文化環境部	環境企画統括監	金城康政君
農林水産部	農漁村基盤統括監	知念武君
土木建築部	土木整備統括監	当間清勝君
教育庁	文化課長	大城慧君
警察本部	刑事部長	古波蔵正君
警察本部	捜査第一課国際犯罪対策室長	幸喜一史君

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号外46件、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について及

び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、文化環境部環境企画統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監、教育庁文化課長及び警察本部刑事部長の出席を求めています。

まず初めに、請願平成20年第1号及び陳情平成20年第36号外46件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は、継続1件、陳情は、継続39件、新規8件となっております。

まず、継続審議となっている請願及び陳情40件につきましては、お手元に配付しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが、大幅に変更があった部分についてのみ、御説明させていただきます。

請願平成20年第1号の記の3、陳情平成20年第89号の記の1、陳情平成20年第102号の記の1及び2、陳情平成21年第46号、陳情平成21年第82号の記の2につきましては処理概要の変更部分が同じでありますので、一括して御説明いたします。

県としては、名護市長選挙や県議会の意見書議決、県民大会など、県内の諸状況を踏まえると、普天間飛行場の県内移設は事実上不可能と考えており、政府に対し、日米共同発表の見直し、普天間飛行場の県外移設を求めているところであります。

次に資料の58ページをごらんください。

陳情平成22年第167号の記の3、騒音防止協定を遵守し騒音被害の解消策を確立することにつきまして、処理概要を御説明いたします。

県は、昨年9月14日に、平成21年度の航空機騒音測定結果に基づき、日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用と同規制措置の運用状況を県及び周辺市町村へ報告すること等を求めたところであり、去る2月7日から9日にかけて、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じ、航空機騒音規制措置の厳格な運用などによる航空機騒音等の軽減について、日米両政府に対し求

めたところであります。

また、沖縄政策協議会のもとに設置された米軍基地負担軽減部会においても、航空機騒音の軽減に向けた具体的な取り組みを求めているところでもあります。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の68ページをごらんください。

陳情第6号の4、第60回婦人大会宣言・決議の実現方に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、平和な社会実現に向けて、日米地位協定を見直し、米軍の綱紀粛正を関係機関団体等に強く要請することにつきましては、政府においては、日米地位協定の改定を提起するとしており、県としましては、日米地位協定の見直しについて、その実現に向け、引き続き、渉外関係主要都道県知事連絡協議会等と連携しながら、日米両政府に求めていきたいと考えております。

また、県としては、米軍基地に起因するさまざまな事件・事故は一件たりともあってはならないものと考えており、今後とも県民の生命、生活及び財産を守る観点から、隊員の綱紀粛正及び教育の徹底を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、資料の69ページをごらんください。

陳情第7号キャンプ・シュワブレンジ10における実弾射撃訓練に対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、訓練日時と内容並びに使用火器の詳細を事前に通報することにつきましては、県はこれまで、米軍に対し演習・訓練の内容公表について求めてまいりましたが、運用上の理由から明らかにされておりません。県としては、去る2月、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じ、米軍による演習・訓練の具体的内容の事前公開等について、日米両政府に強く要請したところでありませぬ。

2、射撃訓練による騒音被害に関しては地域住民に配慮をすることにつきましては、県としては、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えており、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、今後とも引き続き、あらゆる機会を通じ米軍及び日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

3、今回の山火事の原因や焼失面積などを明らかにし、再び山火事が発生しないよう万全の対策と措置を講じ、焼失した山林の再生に努めることにつきましては、昨年12月10日に発生したキャンプ・シュワブレンジ10における山火事について、県は同日午後6時23分、沖縄防衛局から山火事発生のお知らせを受け、同局に対して直ちに山火事への対応状況等の照会をしたほか、火災の早期消火

と再発防止を米軍に対し強く働きかけるよう要請を行いました。その際、山火事の原因については、実弾射撃訓練によるものとの連絡を受けております。当該山火事による焼失面積及び焼失山林の再生対策について沖縄防衛局に問い合わせたところ、焼失面積は米軍に照会中のため、面積が確定し次第、情報提供するとのことであり、また焼失山林の再生対策については、地元から要望があることを米軍に伝えるとの回答を受けております。

県としては、従来から米軍の訓練によって周辺住民に被害や不安を与えることがないように求めてきたところであり、今後とも県民の生命、生活及び財産を守る観点から、適切な対応がなされるよう関係機関に対し働きかけてまいります。

4、市民の生命・財産にかかわるような事件・事故に関しては名護市、名護市議会及び地元行政区が現場確認等の立ち入りを要求する場合は即応することにつきましては、県は従来から日米地位協定の見直しの中で、事前通知後の施設・区域への立ち入りを含め、地方公共団体の公務遂行上必要なあらゆる援助を与え、緊急の場合は、即座の立ち入りを可能にする旨を明記するよう求めているところであり、政府においては、日米地位協定の改定を提起するとしており、県としましては、日米地位協定の見直しについて、その実現に向け、引き続き、渉外関係主要都道県知事連絡協議会等と連携しながら、日米両政府に求めていきたいと考えております。

次に、71ページをごらんください。

陳情第9号F22Aステルス戦闘機等外来機の飛来反対し、訓練の中止を求め陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、F22Aステルス戦闘機等外来機の飛来及び訓練を中止することにつきましては陳情平成22年第117号の記の1と処理概要が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2、騒音防止協定を遵守し、爆音解消策を確立することにつきましては、陳情平成22年第167号の記の3と処理概要が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

3、滑走路1本使用に伴い、F15戦闘機等航空機の運用、訓練を減少させることにつきましては、陳情平成22年第197号の記の1と処理概要が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

4、子供や学校の安心、安全を図り、爆音被害を出す演習、訓練を中止することにつきましては、県はこれまで騒音を初めとした周辺住民の負担軽減を図られるよう、機会あるごとに日米両政府に対し強く要請してきました。また、去る2月には沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会とも連携し、航空機騒音

規制措置の厳格な運用等について、米軍及び日米両政府に対し強く求めたところであります。

県としては、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えており、今後ともあらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し基地負担の軽減について、粘り強く求めてまいります。

5、住民居住上空での訓練、飛行、旋回をやめることにつきましては、県としては住宅地上空の旋回飛行訓練の中止や航空機騒音の軽減等について、これまで沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会など関係機関と連携して日米両政府に求めてきたところであり、今後とも関係機関と連携を図りながら日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

6、嘉手納基地の機能強化をやめ、基地負担軽減を確実に実施することにつきましては、陳情平成22年第80号の記の2と処理概要が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、73ページをごらんください。

陳情第15号名護防衛事務所の設置及びキャンプ・シュワブ提供施設へのフェンス設置に反対する陳情につきまして処理概要を御説明いたします。

沖縄防衛局によると、名護防衛事務所は、キャンプ・シュワブを含む北部地域における基地行政業務に適切に対応できる体制を整備するため、設置を予定しているとのことであります。政府は、普天間飛行場移設問題を日米共同発表に沿って解決するとしておりますが、名護防衛事務所との関連について具体的な説明は受けておりません。いずれにしても、県としては県内移設は事実上不可能であり、県外移設を求める考えに変わりはありません。キャンプ・シュワブのフェンスについては、米軍によると既存の有刺鉄線は悪天候の際は危険であり固定されていないため境界線を特定することを困難としており、新しいフェンスは厳しい天候に耐え境界線をよりよく示すものとなると説明しております。

また、環境への影響について米軍に確認したところ、新設の金網フェンスは、これまでと同様に海水、漁場及び海洋生物への影響は少ないと考えられるとの回答がありました。沖縄防衛局からは米軍に対し境界線上の工事であるが、施設区域外に影響を及ぼすことがないよう申し入れているとのことであります。県としては、フェンスの設置が住民生活や環境に影響を与えないよう、求めているところであります。

次に、資料の74ページをごらんください。

陳情第37号沖縄防衛局による普天間飛行場代施設の建設に係る現況調査を不許可にすることを求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

沖縄防衛局による現況調査については、関係書類が提出された時点で関係法令にのっとり適切に判断したいと考えております。いずれにしましても県としては、普天間飛行場の県内移設は事実上不可能であり、県外移設を求める考えに変わりはありません。

次に、75ページをごらんください。

陳情第39号米海兵隊の垂直離着陸機MV22オスプレイの沖縄配備計画に反対し、日米両政府に対し計画撤回を求める県議会決議に関する陳情につきましては、陳情平成22年201号と処理概要が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、76ページをごらんください。

陳情第40号東村高江区における米軍ヘリパッド建設中止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、住民の平和的生存権を保障し、県民の命の水がめを守るためにもヘリパッド建設を中止することにつきましては、陳情平成20年第88号と処理概要が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

3、住民の反対運動を弾圧する目的のスラップ裁判を取り下げ、裁判中の一切のヘリパッド建設工事を行わないことにつきましては、陳情平成22年第26号の記の1と処理概要が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

4、米軍によるホバリング事件の真相解明、再発防止策が講じられるまでは米軍訓練及び工事を中止することにつきまして県は、本件事案が発生した翌日の昨年12月24日、職員を派遣しての現場確認や東村及び高江区からの事情の聴取、県警察への照会などを行い、状況の把握に努めております。

また、沖縄防衛局を通じて米軍に照会したところ、当日の夕方、米海兵隊のヘリコプター1機が通常訓練を行っていたが、テント上空でホバリングはしていないとの回答を受けております。現在のところ、米軍ヘリコプターとテント損壊の因果関係は明らかになっておらず、改めて沖縄防衛局に照会を行っているところであります。

ヘリパッド工事については、随時、職員を現地に派遣し状況の確認を行っておりますが、改めて去る2月14日、国においては、市町村の意向等も踏まえ地域住民の生活や当該地域の自然環境に十分配慮し安全に万全を期すよう、申し入れを行ったところであります。今後とも東村や高江区の意向を尊重し、適切に対応してまいりたいと考えております。

5、希少動物の繁殖期(3月から6月)中は一切の工事を行わないことにつきましては、沖縄防衛局によると鳥類の繁殖への影響を回避するため、3月から6月ごろまでの間、土工事等の作業を控えることとしているとのことでありま

す。

県は、これまで国に対しヤンバルの貴重な自然への配慮を求めるとともに、ヘリパッド移設場所の自然環境への影響やその対策等について、県及び関係市町村に十分に説明するよう申し入れてきたところであります。

次に、78ページをごらんください。

陳情第41号東村高江ヘリパッド建設反対、沖縄内へのオスプレイ配備の反対等6項目の決議を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、北部訓練場に計画されている6カ所のヘリパッドの建設に反対することにつきましては、陳情平成21年第161号の記の1と処理概要が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2、沖縄県内へのオスプレイ配備を認めないことにつきましては、陳情平成22年第187号と処理概要が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

3、SACO合意は必ずしも県民の負担軽減とは言えず、見直しの必要があることにつきましては、沖縄県が負担している過重な米軍基地の整理縮小については、まずSACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しており、今後ともSACOの合意内容の着実な実施に向け、取り組んでいきたいと考えております。

4、米軍ヘリの県道70号線上ホバリング被害に抗議し、事実究明と対処を求めることにつきましては、10行目までが、陳情第40号、記の4の10行目までと処理概要が同じでありますので、11行目以降を御説明いたします。

県としては、米軍の訓練等によって周辺住民に被害や不安を与えることがないよう求めてきたところであり、米軍は訓練の安全管理等には万全を期し、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮すべきと考えております。

5、2010年12月以降のヘリパッド工事強行に抗議し、工事を中断し点検することにつきましては、北部訓練場のヘリパッド移設工事について、平成22年12月22日、沖縄防衛局から工事再開の連絡がありました。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。

県としては、随時、職員を現地に派遣し状況の確認を行っておりますが、改めて、去る2月14日、国においては市町村の意向等も踏まえ、地域住民の生活や当該地域の自然環境に十分配慮し安全に万全を期すよう、申し入れを行ったところであります。今後とも、東村や高江区の意向を尊重し、適切に対応して

まいりたいと考えております。

6、国が反対住民を民事提訴するスラップ裁判を取り下げるよう国に求めることにつきましては、陳情平成22年第26号の記の1と処理概要が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

以上で、知事公室の所管に係る請願1件及び陳情47件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、文化環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金城康政環境企画統括監。

○金城康政環境企画統括監 文化環境部関連の請願及び陳情につきまして、御説明いたします。

文化環境部関連の請願は継続1件、陳情は継続12件、新規1件となっております。

初めに、継続審議となっている請願及び陳情につきましては、処理概要に変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

次に、新規の陳情1件につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の76ページをお開きください。

陳情第40号東村高江区における米軍ヘリパット建設中を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

2について、ヤンバル地域は、ヤンバルクイナなどの多くの固有種が生息する固有性の高い自然生態系を有する地域であることから、世界自然遺産の国内候補地である琉球諸島の重要な地域の一つとなっており、世界自然遺産に登録されることは、自然保護や地域振興の面から望ましいことと考えております。

県においては、環境省が実施しているヤンバル地域の国立公園化等に向けた取り組みに協力するとともに、環境省や鹿児島県と共同で琉球孤自然フォーラムの開催やマングース防除などの外来種対策を強化しているところであります。

県としましては、北部訓練場返還予定地については、自然度が高い地域であることから、早期に返還されることが望ましいと考えております。

以上、文化環境部に係る請願及び陳情処理概要について、御説明いたしまし

た。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 文化環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

知念武農漁村基盤統括監。

○知念武農漁村基盤統括監 農林水産部所管の陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

農林水産部関連の陳情は、継続2件となっております。その2件とも処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

当間清勝土木整備統括監。

○当間清勝土木整備統括監 土木建築部所管の陳情につきましては、継続1件となっております。

処理概要に変更はございませんので説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願ひします。

○渡嘉敷喜代子委員長 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁文化課長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大城慧文化課長。

○大城慧文化課長 教育委員会所管の請願は継続1件、陳情は継続1件でございます。

請願平成20年第1号の記の6の処理概要につきましては前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

陳情平成20年第89号の記の5につきましては前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 教育庁文化課長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

古波蔵正刑事部長

○**古波蔵正刑事部長** 公安委員会関係の陳情案件について、御説明いたします。21ページをごらんください。陳情平成21年第51号米軍実弾射撃訓練被弾事件に関する陳情の処理方針であります。前定例会と処理方針の内容に変更はございませんので、御説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時25分再開

○**渡嘉敷喜代子委員長** 再開いたします。

これより請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○**玉城義和委員** 米軍基地関係特別委員に戻らせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

経過がわかりませんで、出た問題かもしれませんが、御容赦いただきたいと思えます。

まず、請願平成20年第1号というものがります。あとほかにもございますが、この請願・陳情説明資料の1ページ普天間飛行場の県内移設は事実上不可能と考えておりという線が引かれているところがありますが、陳情を含めてこういう言葉が何カ所か出てくるのです。事実上不可能というのはどういう概念なのか、その事実上というものはどういう意味でお使いになっているのか、その辺を少し聞かせてくれませんか。

○又吉進知事公室長 本会議で知事が用いた表現をこの処理方針に反映させたと形式上はそういうことになっておりますが、そもそもこの代替施設の建設につきましては、かつて条件つきで容認していたという県のスタンスは名護市も含めて名護市の理解のもとに進めていたという事実がございました。しかしながら、その後一昨年9月来、最低でも県外という形で政府がその方針を表明し、かつ名護市長選挙においても移設に反対する候補が当選したと、そういった諸状況を勘案して知事としましては、現時点においては地元の理解が得られない移設案については不可能であると。つまり知事御自身がいろいろ頑張っても地元が理解していない中でこの移設案は不可能であるということで事実上不可能という表現をとったと承知しております。

○玉城義和委員 今おっしゃった2つの条件、1つは政権の交代期に最低でも県外と言ったということ、もう一つは地元の市長が反対であることですね。これ1点目は経過はあったにしても今の政府自体は前政権の自民党政権と同じ方針をとっているわけですね。そういう意味では経過はあったにしても結果としては県内移設を進めるという方針に変わりはないわけですね。前政権もそうだし、今の政権もそうだということですね。それで地元名護市ということですが、選挙というものは4年ごとにあるわけですから、仮に次の選挙で、それを容認すると変わった場合にはそれに伴って沖縄県の方針も変わるとこういうことでしょうか。

○又吉進知事公室長 選挙というものは一つの民意なのですけれども、これは結果だと考えておきまして、つまり名護市のそういう反対に、市民の意思が示された一つの要因としましては、政府が最低でも県外ということに約束しながら、結果的に5月に舞い戻ってきたということが非常に不条理というのですか、そういった名護市民の不信を招いたということをございまして。まず、政府が

現在の進めている5月28日の日米合意をいかに、なぜにいかなる経緯でこういうことになったのかと、あるいはどうやって進めるのだということの説明がない限りこれは難しいだろうと考えております。

○玉城義和委員 議論すれば相当時間がかかることになるわけですが、結論から申し上げていくと、県自体の基本的な考えは変わらないということなのですか。要するに条件というか政府の今言ったような態度とか、名護市の選挙結果を見て事実上は不可能であるけれども、事実としてできなくなったということの認識であるのか。それとも県自体はそうではないと、前からの条件つきのことを県としては考えているけれども、条件がそれを許さなくなったということなのですか。

○又吉進知事公室長 そもそもこの問題は何を解決するかといいますと、普天間飛行場の危険性を除去するということが最終的な目的であって、その手段というと非常に軽くなってしまいうのですが、その解決を図る施策として名護市辺野古への代替施設の建設というものがあつたと、したがって普天間飛行場の危険性を一日も早く除去すると、どこかに移転するという点においては県のスタンスは変わってないわけですが、その方法としての代替施設の建設、名護市辺野古への代替施設の建設は客観的情勢から不可能になったと考えているわけです。

○玉城義和委員 その話はさっき聞いたとおりなので、要するに沖縄県の主体的なその立場というものは変化したのですか、していないのですか。

○又吉進知事公室長 普天間飛行場の危険性を除去するためにあらゆる方策を考えるべきというスタンスにおいては変化しておりません。

○玉城義和委員 あらゆる選択肢を選択し得るという状況は変化していないということは県内移設も選択肢の中に、今現在も生きているということになるのですか。

○又吉進知事公室長 あらゆる選択肢という意味ではそれは否定するものではありませんが、いわゆる名護市辺野古への移設は事実上不可能だと考えております。選択肢としてはないに等しいということです。

○玉城義和委員 先の本会議で私の質問に対して知事は自分の任期中4年間は名護市辺野古については反対をするという事を明言されたわけですね。だからみんながなかなか吹っ切れないのは今おっしゃったような話で、県の立場を本当に変えたのか、要するに条件が変わればまた県も変わってくると考えるのかというところが相変わらず吹っ切れていないのですね。それでそのことを申し上げているのですが、また同じことの繰り返しになってしまっているのです、県の主体的な立場というものは基本的に変わっていないと考えてもいいのですか、選挙前と含めて。

○又吉進知事公室長 変わっていないというのは、繰り返しになりますけれども、普天間飛行場の危険性の除去のためにあらゆる方策をとるという意味では変わっておりません。ただ、その選択肢としてかつてこれはやむを得ないとしていた名護市辺野古の代替施設をこれを建設を推進するという形から、これは事実上不可能になったという意味では変わっております。

○玉城義和委員 この事実上という言葉を取ることは可能ですか。

○又吉進知事公室長 事実上というのはつまり、さまざまな情勢あるいは県の施策ではコントロールし得ないというのですか、そういった情勢も含めてさまざまな情勢が変わっているということでございまして、この事実上はそういう意味が込められているわけでございます。したがって事実上を取る取らないということはそういう議論になるかわかりませんが、事実上にはそういう意味が込められておりますので、今そう申し上げているということでございます。

○玉城義和委員 ちょっとなかなか議論が煮詰まっていきませんので、これについては引き続きやっていきたいと思えます。

次ですが、陳情平成21年第82号以下等々、これも事実上というのがありますが、海兵隊の移転問題について、23ページとか同様なものがありますが、これについても私の本会議での質問で知事は返還へ向けてアクションプログラムをつくるということ答弁されているわけですが、沖縄21世紀ビジョンも含めて20年後の沖縄県の姿として基地のない沖縄県ということが書き込まれているわけでありまして、この移転についてあるいは撤去についての県の20年後に基地のない沖縄を目指すということであれば、これは当然にアクションプログラムみたいなものをつくっていくということが当然求められるわけですが、その辺についての作業はどうですか。

○又吉進知事公室長 来年安全保障の研究事業というものの予算を計上しているわけでございますけれども、そういう中で安全保障を取り巻く情勢分析といった調査を十分にやった上でしっかりとした形で、いかにして基地のない平和な沖縄をつくるかという道筋について研究してまいりたいと考えております。

○玉城義和委員 沖縄県が今おっしゃったような感じで日本の安全保障について研究をするということは、これは一県のあり方としてはどうなのでしょう。どういう構想が出てくるのですか。

○又吉進知事公室長 やはり沖縄は60有余年の基地問題は外交の発火点といった位置にあったわけございまして、やはり十分日米安全保障の現象と因果というものを沖縄県なりに語る情報を有していると考えております。そういったものを総括して日米両政府にしっかり物を申していくという、あらあらですけどもそういう形を考えております。

○玉城義和委員 沖縄県から日米安全保障条約のあり方だとか、日本の防衛のあり方を考えていくという場合に、基地をなくす方向で考えるということころがある程度今のお話でいえば当然前提でなくてはならない。そのことと今おっしゃったような日本の防衛問題を考えるというのがどういう関連を持つのですか。これは非常に重要なところだと思うのですね。そこをどうお考えですか。

○又吉進知事公室長 これは予算特別委員会での総括質疑でも知事が答弁したと思うのですが、基地のない沖縄とはなんぞやという御質問を受けまして、そこは国際情勢等がその時点で沖縄に基地が本当に必要かどうかといった状況になっているかどうかも勘案しつつ、基地のない沖縄というものは実現されるのであると、ちょっと言葉はこのとおりであったのかどうかわかりませんが、そういった趣旨でございました。つまり20年後の国際情勢といったものは全く無視できないものでございまして、その時点のことも考慮しつつ目指していくということでございます。

○玉城義和委員 よく意味がわからなくなってきましたが、例えば知事の基本的立場は、日米安全保障条約はアジア極東の平和に資しているという立場に立っているのですね。そういうことからすれば今言っているように全国で基地は分けて持つべきだということになるわけですね。本会議でも申し上げました

けれども、例えば日本に対する防衛論というのは日米安全保障条約を破棄して核武装という論もあるでしょうし、あるいは重武装という意見もあるでしょうし、あるいは駐留なき安保論という意見もあるでしょう、あるいは非武装という論もあるでしょう。そういうものがたくさんある中で、沖縄県が日米安全保障条約を是認して基地の分散をするという特定の防衛論に入ってくることになるのですね。そこは自分で穴を掘って入っていくというようなそういうことになりかねない、こういうことだと思うのですね。そこは沖縄県が考えることなのかどうかという問題ですよ、こういうふうに日本の防衛論をね、逆に言えば責任持てるかということなのです。逆にこれは基地を撤去するためにつくったものがかえって基地の必要論に入ってしまったらそういうことになりかねない場合もあるわけですよ。そのところはどうか切り離して考えるかということだと思うのですね、そこはどうですか。

○又吉進知事公室長 今、委員がおっしゃった点につきましては大変に重要だと考えておまして、沖縄県が調査で出した結論が極めて手前みそになりかねないといった危惧はあろうかと思えます。しかしながら、沖縄県の最大の問題は74%という過重な基地負担をどうするかということがあるわけでございまして、その合理的な理由というのは全く示されていないわけでございます。したがってそういう観点からこの沖縄県の過重な基地負担を全国で分け合うべき、あるいはその理由、理屈についてしっかり政府は整理すべきという観点でこの研究事業は進めてまいりたいと思っております。

○玉城義和委員 やはり沖縄県の基地を減らすということを前提としていくなれば、どのようにして沖縄県の基地を減らすかというところに重点を置かないと日本の防衛論に沖縄県を組み込んでいってしまった場合に、私は抜き差しならないところにはまり込んでいくのであろうと、これはもう見えるわけですよ、そういう話はね。またそれは我が沖縄県が日本の防衛のあり方まで提起して、だからどうすべきだという話をする事自体、私は県の、政治的な話はいいですよ、沖縄県としての行政体としての一県がそこまでやってしまって、それはいいものかどうかというのはあると思うのですね。もし仮にそういう議論をしてやはり必要なのだという話になってきて、いやほかの県は受けませんという話になってくると、まさにどん詰まりになってしまって、我がほうは抜ける道がなくなってしまうのですね。そういう嫌いは非常にあるのだらうと思うのです。だからそういう手法ではなくて、やはりもうちょっと角度を変えていかないと、そういう中に入り込むべきではないというのが私の意見です。だか

ら安全保障の勉強会開いて、それから始めるなんていうことは、私はどうも手法としては間違いではないかという感じがするのです。これはどうでしょうか。

○又吉進知事公室長 今、委員がおっしゃったようにそういった隘路に踏み込むというのですか、そういったことはあってはならないと考えております。ただ、この調査の目的、研究の目的というのは委員がおっしゃったように沖縄の米軍基地をいかに減らしていくか、基地負担を減らしていくかということに焦点を当てているわけでございまして、そのために基本的な沖縄の米軍基地の機能でありますとか、その役割でありますとか、そういったものをしっかり踏まえた上で調査研究をしていくという形であります。いずれにしましても、この調査のやり方、あるいは研究のやり方につきましては、現在議論をしているところでございます。

○玉城義和委員 前の大田県政のときに、2015年を目途にして嘉手納飛行場まで含めて、基地返還についての道筋みたいなものをつくったことがあるわけですが、県政がかわって立ち消えになったわけですね。要するにそういう意味で理論武装としては、いかに沖縄の基地を減らすかというところから出発して理論武装するのであれば別ですが、私はその日本全体の防衛論みたいなことに沖縄県が踏みこんで基地機能の縮小ということには結論として至らないだろうと思うのですね。これはすぐ答えが出てくる問題ではありません。おいおいやっていきたいと思っておりますので、引き続き議論をしていきたいと思っております。以上です。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉元義彦委員。

○吉元義彦委員 請願・陳情説明資料の69ページの陳情第7号キャンプ・シュワブレンジ10における実弾射撃訓練に対する陳情が出されていますが、この件についてちょっとお伺いいたします。早朝も激しい射撃音が鳴り響きということでもありますけれども、早朝というと何時ごろの訓練で射撃音、騒音というのはどのぐらいのデシベルの音なのかお聞かせ願えますか。

○又吉進知事公室長 早朝ということなのですが、何時から何時、何デシベルかという数値的なものは、把握しておりません。

○吉元義彦委員 それとレンジ10においては標的のバックストップがないということであるわけですが、これは安全性に問題はないのかどうか、跳弾等のおそれはないのかどうか、その辺についてどう認識されているか。

○又吉進知事公室長 標的のバックストップの有無については承知しておりません。

○吉元義彦委員 それと、焼失面積それから山林の再生対策については沖縄防衛局に面積が確定次第、情報を提供していただきたいということを申し上げているみたいですが、またその後情報が提供できていないのかどうか。

○又吉進知事公室長 まだ、その面積、問い合わせた内容については回答を得ておりません。

○吉元義彦委員 以前、この射撃訓練で跳弾だったと思うのですが、名護市数久田とか名護市許田方面に山越えがあって事件・事故がありましたね。そういうものとの関連になるような、重大な事件・事故につながる射撃訓練とは違うのかどうか。

○又吉進知事公室長 委員がおっしゃるように、かつて名護市数久田区だったと承知しておりますけれども、民間の畑に弾が飛んできたという事件がございました。ちょっと詳細な紙は持っておりませんが、それはいわゆる跳弾というのですか、弾丸が場外に出ない対策を講じたと承知しておりますけれども、この場合はそれが火災を引き起こしたということでございまして、ここにございませうようにどういった演習が行われて、いかなることでこういう事態が生じたのかということも問い合わせしているところですが、詳細はまだ把握できていないという状況でございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 請願・陳情説明資料73ページの陳情第15号ですね、これは現在はどういう状況になっていますか。

○又吉進知事公室長 これは1月末の時点の状況が最新なのですが、海兵隊はキャンプ・シュワブ南側の境界の海岸沿いに位置する既存のバリアを林

から水際に至るまで取りかえるということでございます。工事期間は2011年1月から5月上旬に終了する予定であると。1月28日の時点でございますが、資材を搬入するために仮設フェンスを設置予定であるということで、現在工事中であると承知しております。

○新垣清涼委員 これは地域からも反対が出ているわけですがけれども、現在は工事中であるということですか。

○又吉進知事公室長 5月上旬に終了する予定であると聞いております。

○新垣清涼委員 このフェンス設置によって、この海浜というのかな、ここの環境に及ぼす影響についてはどうなっていますか。

○又吉進知事公室長 これは大変気になっておまして、県としても照会をしたところですがけれども、米軍側はこれまでと同様に海水漁場及び海洋生物への影響は少ないと回答しているところです。

○新垣清涼委員 ただ米軍側はそういう回答されているかもしれませんが、県は環境を守るという立場でその周辺の調査などはされていないのですか。

○又吉進知事公室長 調査は行っておりません。

○新垣清涼委員 理由は何ですか。

○又吉進知事公室長 フェンスの設置が住民生活や環境に影響を与えないよう求めたところでございますが、これは政府、あるいは米軍の責任において適切に処理されるべきであるという考えでございます。

○新垣清涼委員 地域住民の方はそういう影響があると、そういう不安も持っておられて、こういう陳情も出されていると思うのですね。県としてはそういう調査をやるべきじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 住民の意向を踏まえて、県はそういうものが生じないようにしてくれと申し上げているわけです。

○新垣清涼委員 次の76ページ陳情第40号、東村高江区における例のホバリングの件なのですけれども、知事公室長、現場をいつごろになりましたか。

○又吉進知事公室長 私ではなくて、すぐその日に一起きた日に職員を派遣しまして、そこにおられた、区それから沖縄平和運動センター事務局長の山城さんもいたようですが、お話を聞いております。

○新垣清涼委員 僕も現場には行ってなくて、新聞の写真しか見ていないのですけれども、この間の本会議の質問では、その日米軍は訓練を行っているけれども、そこでのホバリングというのは否定していますよね。県のどなたかごろんになっていると思うのですが、あの状況というのは通常のヘリコプターの訓練で起こるものなのか、あるいはそこに竜巻とか突風とか何かが起こって、そういうものとして判断されたのか、どういう報告をされてますか。

○又吉進知事公室長 その現場におられた方からは、現実に飛ばされる状況はだれも見えていないと、ただその結果としてそういう状況になっていたと、その前にヘリコプターが飛んでいたよといった訴えがあったわけでございます。したがって、何らかのそういう風を巻き起こす行為があったのだらうと、想像されるわけなのですけれども、まだ類推とかそういう域を出ないものですから、その事実解明については、沖縄防衛局が責任を持ってやってくださいと申し上げているわけです。

○新垣清涼委員 沖縄防衛局からは何かその調査ということをした形跡という報告はありましたか。

○又吉進知事公室長 沖縄防衛局を通じまして、先ほど処理概要に御説明したとおり訓練はやっていたけれども、ホバリングはやっていないという回答が返ってきたということです。

○新垣清涼委員 結局米軍の訓練は照会を出しても、どこを通ったというのはなかなか開示してくれませんよね。それからこれはその日の天候だとか状況からしても、そこに気圧の変化があつて突風が起こる可能性もあつたようには思われないうし、訓練はそこでしているわけですから、一番可能性が高いとすればヘリコプターが起こす風だと思ふのですよね。それがもしホバリングしていないとするならば、通常の訓練で通り過ぎただけだということであれば、通り過ぎ

るだけであれだけ周りに影響を及ぼしたら住民地区は非常に近いわけですよ。そうすると住民に対する影響というのは、物すごく悪い影響というか被害を及ぼす可能性が高いわけです。そういう意味ではやはりそういうところを通るなとか、何らかの要請をすべきだと思うのですが、その辺はどうなっていますか。

○又吉進知事公室長 これは、このヘリパッドの建設が政府から示されたときに地元も要請しておりますが、県からもやはり住民地区の上空を飛ばないでくれと、住民生活あるいは環境に影響を与えないでくれということは申し上げているところです。

○新垣清涼委員 例えば、こういうことは、その後の検証というのが非常に難しいわけですね。実際にそこにヘリコプターは飛んでないわけですから立証するのは非常に難しい。先ほど申し上げたフェンスについても、県としては国や米軍に対して悪い影響がないようにということで要請しているから当然そうされるだろうという、善意としてというのかな、相手がしっかりやってくれるということを信じて、県として調査をする必要がないとおっしゃっているのですが、米軍の運用に関しては事実として、例えば普天間飛行場の飛行ルートにしても、彼らは基地の上を飛んでいるのだと言っているのですが、実際僕らが生活をしていてフェンスからはみ出して飛行しているわけですよ。日常的にこういう訓練が行われているわけですね。この件もそうですし、そういう意味からすると、県が誠実にやってくれるだろうと思っていることが、全然外れてやっている行為が多いわけです。我々市民からすると、そういう意味では、こうして県が期待しても誠実な対応をしてくれないのならば、ここは県の代表として強く当たるとか、もうそれよりも日米地位協定の改定がないのだったら、私たちはこのフェンス壊しますよぐらいの、何か強い意思表示をする必要があるんじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 意思表示という点からいいますと、やはり実際にその危険性にさらされている住民でありますとか、あるいは基地に近いところに住んでおられる住民の気持ちというものは、これは大変なものがあると考えております。県としましては、それを解消していく、これは国の責任であるということのを再三申し上げているわけでございまして、これはあらゆる手法をとって、国に対しても申し上げていくということでございます。

○新垣清涼委員 ぜひ、そういう強い態度を示していかないと我々の意思が黙って通ってきませんので、ぜひ引き続きそういう強い意志を訴え続ける

ように願います。以上です。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 請願・陳情説明資料68ページ陳情第6号の4、ここに県としては事件・事故は1件たりともあってはならないと考えておりますと書いてありますけれども、刑事部長、1件たりともあってはならない、そういう県民の願いだと思えますけれども、実際は今米軍の事件の発生の数はどうなのですか。

○古波蔵正刑事部長 平成22年中の米軍人による犯罪検挙でございますが、47件、49人です。その内訳を見ますと、強盗が1件、2人、暴行・傷害等の粗暴犯が9件、8人、窃盗が15件、17人、その他器物損壊・住居侵入等が19件19人となっております。

○吉田勝廣委員 最近、本島中部地域で起きた米軍同士の殺人事件がありましたね。それはどうなっているのですか。

○古波蔵正刑事部長 事件でございますが、これは2月6日に北谷町美浜のアパートの4階で発生しております。被疑者のバーバラ・ケイコ・エクレストン、32歳女性につきましては沖縄県警察側で逮捕いたしました。この共犯になります、米空軍の米兵につきましては、現在米軍のほうでその身柄を処理しているところであります。

○吉田勝廣委員 事件が発生したのはもちろん北谷町、その身柄は今米軍の中にあると。それは逮捕されたり、あるいは拘束されたり何かされているのですか。米軍の中で状況はどうなっているのですか。

○古波蔵正刑事部長 先ほど申しました共犯の米軍人につきましては、米軍側のほうで身柄を拘束されてございます。

○吉田勝廣委員 今、女性の身柄は県警察が逮捕した。もう一人の共犯は米軍の中にあると、その違いは何ですか。

○古波蔵正刑事部長 米軍人同士の、いわゆる専ら米軍同士の事件ということでありまして、専ら事件の場合は第1次裁判権が米側でございます。しかし、

先ほど申しました女性につきましてはこれは軍人の妻、いわゆる家族でございます、その第1次裁判権は県警察側でございますので、そういう身柄の扱いになっております。

○吉田勝廣委員 もう一つちょっと聞きたいのは、米軍同士でけんかをしたり殺人事件が発生して—これは基地外ということで想定してください。基地外でそういう想定をした場合には県警察は逮捕できないということになるのですか、身柄を拘束できないということですか。

○古波蔵正刑事部長 専ら事件の場合は、今申し上げたのはあくまでも裁判権の問題でございます、身柄を拘束するのは当然県警察でもできます。

○吉田勝廣委員 この場合はどうして身柄を拘束できなかったのかな。

○古波蔵正刑事部長 これは事件発生の段階で米側と合同捜査会議をもちまして、米軍人については米側で身柄を拘束すると、その家族であります妻については、沖縄県警察で身柄を拘束するという約束のもとに捜査を行っておりますので、そういう措置になりました。

○吉田勝廣委員 裁判権は今触れませんので、逮捕とか拘束ね、そこだけ議論しますから。例えば基地外でお互いがけんかしたりお互いが殺人事件を起こしたりしますよね、さっき言ったように。そうするとやはり逮捕しますよね、県警察が一番近いですから、逮捕して身柄拘束しますよね、当然現行犯逮捕であれ、いろいろあるわけだから。そうするとこの場合は当然県警察が身柄を拘束するということですね。たまたま事件が発生してその後米軍人は基地に帰らないといけないと、住居であれ、仕事であれ、何であれ。たまたまアメリカ兵は基地の中にいたから米軍が拘束しているのか、この辺だけ聞かせていただけませんか。

○幸喜一史捜査第一課国際犯罪対策室長 身柄が基地の中にあるからということではなくて、捜査の最初の段階から県警察と米側で合同捜査をしますよと、被疑者が米軍兵の場合は米側主導で対応します、家族の場合は県警察側がやりますよという取り決めのもとで、最初からお互い理解のもとで進めておりました。

○吉田勝廣委員 最初から取り決めということは法的な根拠はありますか。

○幸喜一史捜査第一課国際犯罪対策室長 捜査の相互共助に基づいてそういう方向で持っていくますということで、捜査本部の理解のもとでやっております。

○吉田勝廣委員 知事公室長、これは日米地位協定上どうなっているのですか。

○又吉進知事公室長 日米地位協定の第17条の6のaに日本国の当局及び合衆国の軍当局は犯罪について、すべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集、及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引き渡しを含む）について相互に援助しなければならないと。この規定が根拠になっているわけでございます。

○吉田勝廣委員 相互に援助しなければならないということはよくわかりますよね。問題は基地外で発生したときに、今度、裁判権にちょっと入りますけれども、例えばけんかであれ、殺人事件であれ、婦女暴行であれ、日米地位協定上その援助協定があるから、日米がお互いに援助をする。日米合同犯罪調査において調査をして、その身柄を米軍が拘束するとありましたね。

もう一つ問題点は、今まで我々が議論してきたのは基地外で犯罪を起こして、そのときにたまたまそれが基地の中に入った、そうすると基地の中に入ったために逮捕できない。そのときに、我々は犯罪捜査のために身柄をぜひ日本側に移してくれとか、犯罪調査をするために来てくれとか、そういう要請を繰り返してやってきたわけですね。そうするとこういう事件の場合にたまたまその事件が基地外で米兵だけで犯罪が行われた、それを逮捕して身柄を拘束するのは当たり前だとずっと思っていたわけですよ。日本側が身柄を拘束して調べるのは当然だと、例を挙げて言いましょう、読谷村のひき逃げ事件ありましたね、あれも結局基地の中に行ったものだからいろいろ弊害が生じてきた。それからキャンプ・シュワブでの酔っぱらい運転のときにも、たまたまその女性が基地に行ったから問題があった。そういういろいろな事件があるわけですよ。今回の場合は一番最初自分たちが身柄を拘束したのですよ。殺人事件で身柄を拘束したのに何でそれをわざわざアメリカに身柄を拘束させるのかなと思って、僕はちょっと矛盾を感じているわけです。いわゆるなぜ基地の中にいるのかなということですよ。

○幸喜一史捜査第一課国際犯罪対策室長 今回の事件は非常に難しい捜査で、被疑者については日本側が判明させたわけではなくて、こういう情報がありま

すよということで、ちょっと具体的なことは申し上げられないのですが、いわゆる軍人なものですから米側主導でこの被疑者については直接調べてもらったのですよ。そこで自供を得て、米側のほうで拘束したという形なので、通常のいわゆる逃げ込んで県警察が手が出せないとかそういうことではなくて、本当にお互い協力し合って被疑者の検挙に至ったということなのです。

○吉田勝廣委員 要するに、最初に皆さんが現行犯逮捕したわけではないわけね。その米兵は基地の中にいたということだよ。それはある意味では従来と変わらないわけだ。別に意図的に逃げ込んだかどうかは別として、基地の中だからそういう身柄の拘束というか捜査もお願いしたりして自供に追い込んだという、いろいろな情報があって。少し変な言い方かもしれないけれども、そこで自分たちがこの身柄を仮に招聘をして基地から一歩外に出れば、事件はなくても証拠から自供逮捕できる可能性は高いわけだよ。どうですか。

○幸喜一史捜査第一課国際犯罪対策室長 繰り返し説明しますが、今回のケースについては直接逮捕できるような情報はほとんどありませんでした。ただ、犯行時間帯にこの米兵にはアリバイがないですよという情報を出して米側に積極的に事情聴取していただいたのですよ。日本側は事情を聞く材料が乏しい中で県警察が米側にプッシュして調べてくれということであまりうまくいったケースです。

○吉田勝廣委員 皆さんは被疑者の特定はしていたわけですか。例えば婦人は逮捕したわけだから、婦人の証言もいろいろあるじゃないですか、共犯だから。皆さん米軍に共犯と言ったわけだから。それは極端に言うと大体被疑者が浮かんでくるんじゃないの。

○古波蔵正刑事部長 これは先に身柄をとって自供したのは米軍人なのですね。米軍人の自供によってこの妻が謀議したということがわかりました。したがって妻の身柄は後で日本側に渡りますけれども、もう米軍人につきましては米軍がとっています。なぜかと申しますと、我々が提供した内容といますのは、防犯カメラの1つにこの米軍人が近くで行ったり来たりしている姿が映っているわけですね。こういう情報がありますよということを米軍から上げて、米軍側が本人を呼んで調べて判明したということになります。

○吉田勝廣委員 もちろん犯罪の捜査で協力してお互いに犯人を割り出すのは非常に大事なことです。私が今問題にして言いたいことは日米地位協定上、

こういう問題は微妙な関係になってくるわけですね。例えば防犯カメラに出てきた、しかしこれが基地の中に入らなかなかなか事情聴取ができないと、逆に言うてですよ。その人が基地の外に住居構えてそこに住んでいたら、防犯カメラに出ているわけだから、当然皆さんは尋問したりちょっと参考人で任意同行とか求めているいろいろ捜査をやるわけですよ。僕が言っているのは、そういう米兵が基地の中に入っちゃうと難しいねということが言えるわけですよ。それは当然だと思ってくれる。今みたいに身柄を拘束しても、複雑な関係があって捜査も難しくなると。次に裁判権に移りますけれどもね、この裁判権は日米地位協定上そういうときはどうなるのですか、知事公室長。

○又吉進知事公室長 日米地位協定の第17条の3のaの1で、専ら合州国の財産もしくは安全のみに対する罪、又は専ら合衆国軍隊の他の構成員もしくは軍属もしくは合衆国軍隊の構成員家族の身体もしくは財産のみに対する罪というものは、米側が第1次裁判権を持つということでございます。

○吉田勝廣委員 基地の中だったら理解はするのだけれども、これは基地の外で起こった事件だから、これはやはり第1次裁判権もそのときにも米側にあるということになるのかな。

○又吉進知事公室長 この条文にある内容ではその米側にあると承知しております。

○吉田勝廣委員 刑事部長もやはり同じですか。

○古波蔵正刑事部長 専ら事件でございますので、やはり日米地位協定上第1次裁判権は米側にあると、これはそのとおりです。

○吉田勝廣委員 要するに基地の外でもそういう第1次裁判権と身柄の拘束含めてそれは米軍にあると。今の状況からすると日米地位協定上そういう問題があってもなかなか難しいかもしれないけれども、刑事部長はいろいろ捜査をしていてどうですか、こういうものに関して何かちょっと不公平だとか余り言えないかもしれませんが。基地の中は大体治外法権だけど、基地の外でこういうことが行われておいて裁判権もない。基本的には逮捕して裁判所が起訴するわけだから、そうできないというのはちょっとおかしいねといつも思うのだけれども、どうですか。

○古波蔵正刑事部長 県警察は日米地位協定の枠内で、法と証拠に基づいて捜査するわけでありますから、そのように実施しているわけでありまして、日米地位協定がどうこうという立場ではございませんので、この辺はちょっと答弁を差し控えさせていただきます。

○吉田勝廣委員 刑事部長、だれでもいつもそう答えています。それで知事公室長これどう思いますか。

○又吉進知事公室長 日米地位協定これは他国の地位協定もそうですが、その性格上、軍人・軍属等に対する罪というのはそういうことになっているのだろうと思いますが、しかし県が問題にしておりますのは、いわゆる第1次裁判権が日本側にある場合、その拘禁移転の問題でございまして、そういう拘禁移転の問題においては大変問題があるということで、県は政府に対して見直しの要請をしているわけでございます。

○吉田勝廣委員 これについては見直しを求めているということなの。

○又吉進知事公室長 専ら合衆国の軍人・軍属・構成員に対する罪についてこの第1次裁判権が米側にあるということについては、申し入れをしております。

○吉田勝廣委員 基地外で米軍人同士がけんかしたり、銃を構えて、まず打ち込んだり、いろいろ事件が想定されるわけよ。殺人事件もあるわけだから。そういうときにも現場の捜査はこれは県警察がやるわけでしょう。基本的には県警察が捜査をやって、そして日米合同の捜査委員会の中で議論をしたりと。

今度は日米地位協定上、アメリカ側の権利として聞きます。鈍器や重火器を使って罪を犯したとか、あるいはお互い同士で殺人事件を一酒場でけんかしたとか、これは今までもあったことだから。そうすると県警察に対して日米地位協定上、第1次裁判権もあるわけだから、米軍側は我々に身柄を引き渡せと、ということが言えますか、言えませんか。

○古波蔵正刑事部長 当然拘束は県警察もできるわけでありますが、いかんせんこれは第1次裁判権を米側が持っておりますので、我々が拘束した身柄を米軍に引き継ぐという形になります。

○吉田勝廣委員 だからそこが問題なのだよ。仮に殺人事件の場合に、米軍がそう申し込んだら県警は渡さざるを得ないわけだ。現実的に考えて米軍人同士であっても、基地外で行われた事件なんだから、こんな不公平なことはないわけですよ。僕は基地の中だったら治外法権としてある程度許されると思う。我々は74%基地を抱えているわけだよ。しかもこっちには米兵もいっぱいいるわけだよ。そういうことを感じないというか、矛盾というか、鈍感というか、そこは僕はこの事件を通してからでも非常に重大だと思う。

僕は前にこういう質問をしたことがある。米兵が基地の外でけんかをして殺して、その死体を基地の中に持って行って発見されたと、そのときどうですかということも質問したことあるよ。そのとき答えは不明確だった。だからあらゆることを想定しながら我々は対処していかなければ大変だという感じはするのですよ。その辺は知事公室長は考えないといけないんじゃないかね。

○又吉進知事公室長 例えば委員のおっしゃるような仮定で、仮に外で米軍同士のそういう犯罪が起こると、それに県民が巻き込まれて、例えばその際に何か破損したとか、そういうことになれば当然器物破損とか、そういった罪状に問えるわけですから、その場合は当然裁判権はこちらにあるわけで、それは日米地位協定に沿って処理されると。

○吉田勝廣委員 僕はそんなこと言ってないわけ。例えば、器物損壊罪と殺人罪と罪はどっちが重いかといたら、罪刑法上あるでしょう。そしたら第1次裁判権は向こうに行くよ。器物損壊罪で引っ張ることできないよ、何を言っているんだ。甘いんだよ。

○又吉進知事公室長 別に殺人事件と器物損壊罪を同列に論じているわけではありませんが、その殺人事件についてはあるいは器物損壊罪については、それぞれ日米地位協定の規定に基づいて処理されるということを申し上げているわけです。

○吉田勝廣委員 ここはきちっとしたほうがいい。問題はそういうことの認識が県にないということなのだよ。日米地位協定に対して何も言ってないよということを行っているわけですよ。これは県民も悔しいと思うよ。基地の外で殺人事件起きても第1次裁判権は向こうにあるというと、これは財産と何だかんだいったとしても、それは捜査上おかしいと思うよ。米軍の車両の場合だって

お互いに自動車事故とかあって、同じ米軍同士だったらそれでいいと済まされるかと、これはおかしいわけだよ。そういう矛盾点があるのでそこは今後大きな問題になるんじゃないかなと、今度の事件を契機として考える材料を与えているんじゃないかなと言っているわけです。

次に行きます。それで知事公室長、日米地位協定も議論したのだけれども、もう一つは沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会とか、知事含めて要請行動を何回もやってきて、稲嶺前知事も大田元知事も頑張ったけれども、運用上の改定だけで何も前進はないと。そうすると仲井眞知事は4年ちょっと、この日米地位協定上何か変化がありましたか。要請に行って何か成果とかありましたか。

○又吉進知事公室長 今、委員のおっしゃるとおり日米地位協定の改定を提起したこの11項目が出そろったのが、平成12年だったと承知しておりますけれども、それ以降運用の改善でということはずっと政府は言ってきたわけでございます。しかしながら民主党政権が誕生したときに、その公約でもって日米地位協定の改定を提起するというものがまず政府の姿勢として示された。さらにその後政府として取り組んでいくという意思表示もされたということがございます。また、環境については環境特別協定というものを視野に入れて、改定に見直しに取り組むといったことも言っていたわけで、これは米側からも一時そういう姿勢が示されたわけです。変化といえばそういうことが変化だと考えております。

○吉田勝廣委員 お互いに言い合ったということなのかな。環境問題とか政府はやりましょうとか。それが結局はこれまで目の見える形では何もなかったということなのかな。

○又吉進知事公室長 条文の見直しという意味では進展はございません。

○吉田勝廣委員 だから結局運用の見直しでも今のところ何もなかったのかな。

○又吉進知事公室長 運用改善とされているものは幾つかあるわけでございまして、拘禁移転につきましても、先ほど来話題になっている第17条関連ですね、これは仲井眞知事が就任する以前でございましてけれども。仲井眞知事が就任してから、運用改善という意味では環境特別協定については検討するという姿勢

は示されておりますが、今何か目に見えた運用の改善というものはないということですが、

○吉田勝廣委員 だからそれだけ大変だということを言いたいわけ、日米地位協定の改定とかそういう問題については、それはそこはおきましょう。次行きます。

次は、陳情平成21年第42号、請願・陳情説明資料の18、19ページ。グアム移転協定のところですが。これは米軍再編成、記憶によると2004年、2005年、2006年ぐらいかな。4年ごとの国防見直し—QDRのいろいろな問題が出てきて。そして米軍再編成の中で在日米軍も再編成と。そういう中で普天間飛行場からずっとパッケージ論とで最終的には嘉手納以南の返還とパッケージで、グアム移転協定が結ばれていくという。再編実施のための日米のロードマップみたいなことがあって。当初沖縄県もこの再編実施のための日米のロードマップに従ってグアム移転協定を賛成をしてやってきて、このQDRの全世界的な編成のときにもある意味では千載一遇のチャンスであるというのが稲嶺前沖縄県知事からのスタンスでやってきて。それで、今問題なのはグアム移転協定が日米で調印をされてから、今、沖縄県全体で普天間飛行場はもう不可能ですよと、もうだめですよとなった。そのときに嘉手納以南はどうなるかなと、基地返還がですね。そうすると今後、沖縄21世紀ビジョンであるとか、さまざまな計画の中に沖縄振興特別措置法含めて、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律も含めて、この嘉手納以南の返還も大きな争点になってくると。それから返還アクションプログラムも大きな争点になってくるだろうと。そのときにグアム移転協定がいわゆる大きな壁になるのかなと思っているのですが、その辺知事公室長どう考えていますか。

○又吉進知事公室長 グアム移転協定は、いわゆる2006年の再編実施のための日米のロードマップを踏まえてその双方の経費負担といったものを条約で取り決めたと承知しております。そういう意味では、この再編実施のための日米のロードマップの議論をしますと、普天間飛行場の代替施設についてはこれは極めて困難になったというのが県の見解でございますが、ただ嘉手納飛行場より南の施設の返還及び海兵隊要員8000人の移転についてはこれはしっかりやってもらわなければならないと、したがってパッケージを切り離していただきたいということを強く申し上げているわけです。

○吉田勝廣委員 それが実現可能かなということを心配しているわけですよ。それは極端な言い方をすると、政府とかアメリカはこれは虫のいい話じゃない

のかなと。最初は沖縄県民も、これまでの稲嶺前知事から仲井眞知事は最初は容認してきたわけだから、再編実施のための日米のロードマップにより進めましょうねと。やはりそれは普天間飛行場はだめだよと。再編実施のための日米のロードマップがそれできないわけだ、再編実施のための日米のロードマップ一つが決着をするわけだね。そのときに、日米の協定だから、要するに沖縄県が言うように日米地位協定もこれまで何十年もできなかったわけだから、我々が希望的観測で要請するのは結構、それはそうしてくださいというのは結構だけれども、それが果たして我々の今の状況の中で実現する可能性はあるのかなと。そういう心配をしているわけですよ。

○又吉進知事公室長 その可能性・実現性については、これがこうだという立場にありませんけれども、県としましてはやはりこの現在の沖縄県のその社会的状況等を考えますと、協定そのものも、協定は再編実施のための日米のロードマップに付随しておるわけでごさいます、その再編実施のための日米のロードマップを5月28日の日米共同発表が引き継いでいるということでございませぬので、日米共同発表を見直していただきたいと強く申し上げている、声を上げていくということでございませぬ。

○吉田勝廣委員 だからもちろん日米共同声明よりは一番強いのはグアム移転協定よね。見解の相違はあるかもしれないが、協定ですから声明よりもグアム移転協定が強いと思うのだけれども。僕が聞いているのはやはり嘉手納以南は再編実施のための日米のロードマップにあるわけだから、それは切り離して実現してもらいたいのは一緒なのです。きちっとそこだけ除外してもらいたいと。海兵隊が行くとか、嘉手納以南返還してもらおうこと、これはいいことだから、それはやってもらいたい。しかし、それがもし要請だけに終わって実現可能性がなかったら、沖縄21世紀ビジョンも沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律とかこれからいろいろやろうとするときのものが、またいろいろなものが出てくるので、要請と同時にそういう嘉手納以南の返還を求めて、それなりの仕事はしておかないといけないと思っているわけです。だから普天間飛行場も無理だったら今後どうするかという基本的なスタンスね。そのところをきちっとしておかないと、普天間飛行場の跡地利用も沖縄振興特別措置法がなくなっちゃうとできないわけだよ、結局沖縄振興特別措置法に載っているわけだから。今から、きちっとしておかなければ、沖縄県の相対的なビジョンが崩れていくんじゃないかと、沖縄21世紀ビジョンの本体そのものが。その辺を今後本当にどうするのか、腰を据えてやらなければね、難しいんじゃない

ないかなど。来年も沖縄振興特別措置法やるわけだから。そういう前提が崩れるとまとまりがなくなるので、その辺知事公室長は責任者としてやはり重大な決意をもってやってもらいたいなと思っているのです。

○又吉進知事公室長 今、委員のおっしゃるように、大変な県としての努力、あるいは県民の声といったものがこの日米共同発表の見直しあるいは再編実施のための日米のロードマップの実現—その他の部分についての海兵隊でありますとか、嘉手納より南とかそういったものは、相当な決意をもってやらなければいけないと自覚しております。また、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律、あるいは沖縄振興特別措置法についても、これは部局を超えて取り組む所存でおります。

○吉田勝廣委員 陳情第7号、請願・陳情説明資料の69ページ、キャンプ・シュワブのレンジ10。キャンプ・シュワブのレンジ10でいわゆる5・15メモがありますね。5・15メモに何がうたわれているかちょっと言ってくれませんか。どういう演習ができるとか。

○又吉進知事公室長 5・15メモによりますと本施設区域内においては実弾射撃が認められる、合衆国軍隊が使用する兵器は水陸両用師団に編成上通常割り当てられる兵器の一般的範疇に入るものである。射撃は指定された野外射撃場地区で行われる。実弾または不活性弾はこの施設区域内に航空機から投下または発射されないと。

○吉田勝廣委員 その一定の火器とありますよね、その一定の火器とはどういう認識をしていますか。

○又吉進知事公室長 この条文にある部分についてはまだ確認はしておりません。

○吉田勝廣委員 そういところが大事だと思っているのですよね。例えば皆さん米軍に照会しますよ、それから沖縄防衛局に照会しますよと。大体目視で我々見るわけですよ。キャンプ・シュワブの海兵隊がどういう火器を持っているかというのは目視でできるし、もちろん演習場ですから、キャンプ・ハンセンであれどこの海兵隊でも使用する権利はもっているわけだから。そこで演習するというのは使用火器を事前にやってくださいということをやっているわけ

ですよ。そこは今の5・15メモに大体書かれている火器を使用するだろうと、それから事件・事故が発生したときにも事前に知っていれば有利に展開していくと、どういう弾がここに落ちているねとかも、事前にわかることができる。そこはきちっとやはり調べておく必要があるだろうというのが1つと。

もう一つはこのレンジ10というものは、いわゆる演習場としては不適當であるというのが海兵隊の再編で指摘をされたというのは、僕はここでも言ったことがあって、だからそういうところはやはりきちっとしてやっていったほうがいいのではないかな。だから僕がいつも思うのは沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会と要請して、回答は日本政府に強く要求していますと、残念ながら日本政府は答えてくれないと、同じことの堂々めぐりですよ。言わなかったら、言うまで待つというわけにもいかないでしょう。皆さんが現場に行ってみるとかやればある程度理解できるんじゃないかなと思っているわけですよ。海兵隊がどういう火器を使っているかというのを見ることがわかるわけだから、基本的にはこちらが調査をしたり、それは必要だと思いますよ。言わなければ自分で調べるということは大事だと思いますよ、どうですかそこは。

○又吉進知事公室長 委員がおっしゃるようにやはり演習内容の公表、演習がどういった形で行われているかというのは、これは強く引き続き求めてまいりたいと考えております。

○吉田勝廣委員 恐らく公表はしないと思うよね。公表をしないというのは、9・11があったときから、原子力潜水艦の寄港も公表しないと。例えば県道104号線についても部隊名とか弾を幾ら発射するとか、これも公表しなくなった。現実的には公表しないようになったものをまた公表してくださいと言って、公表させることは非常に大事なことはあるけれども、公表させなかったら公表の事前調査は必要ですよと言っているわけですよ。まさに、玉城義和委員が言った、日米安全保障条約をどうするか、米兵が幾ら駐留するかとか、そういうことも大事であるけれども、やはりその実態の調査というか。調べながらやはり勉強していくというのが大事だと思いますよ。どうですか。

○又吉進知事公室長 粘り強くその演習の実態、運用の実態の公表を求めてまいります。

○吉田勝廣委員 陳情第9号です。爆音も裁判闘争が起きてますよね、それで国の判決も出ていますよね。いわゆる那覇地方裁判所だ。福岡高等裁判所まで

は大体出てると思うけれども。この判決を読んで知事公室長、県はどう感じますか。

○又吉進知事公室長 その都度県として、知事コメントで申し上げているのですが、やはり住民の生活の非常に負担となっている爆音は今後も存在するという事は確かでございます、政府はその負担の除去について今まで以上に力を入れるべきであると感じます。

○吉田勝廣委員 僕はいつも思うのは判決が出て、その判決に基づいてコメント出したり—これは新聞社に聞かれたり、いろいろあると思うけれども、その判決の内容を精査をしてそれはやはり関係当局というか、もちろん米軍にもそうだし、いろいろなところに訴えないと。これは恐らく保証金などいろいろな対策でやられるので、そこのところはもうちょっと積極的に働きかけてもいいんじゃないかなという感じはします。

○又吉進知事公室長 その判決の結果もそうですけれども、また来年度は文化環境部におきまして、その測定エリアを拡大して騒音調査をすると、そういった営みを積み重ねてやはり住民負担の軽減といったものを求めていくということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 知事公室長には次に日程がありますので、暫時休憩いたします。

午後 2 時 45 分休憩

午後 4 時 0 分再開

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 1点、お聞きします。まず、請願・陳情説明資料の68ページの陳情第6号の4、処理方針で政府においては日米地位協定の改定を提起するという、今の政権が誕生したときにその公約という形で非常に県民も期待をしたのですけれども、具体的に今この1年半こういった日米地位協定改定の動きと

いうのはあるのですか。

○又吉進知事公室長 具体的な調整に入っているとは承知をしておりません。

○上原章委員 県の立場として、処理方針にもしっかり求めていきたいということを主張しているわけなので、ぜひ運用の改善だけではやはり今の沖縄県民は納得できないだろうと思いますので、その点お願いしたいのですが、もう一点、この安全保障の研究事業というお話が先ほどもありましたけれども、この研究事業の目的をちょっとお聞かせ願えますか。

○又吉進知事公室長 その前提は先ほど玉城義和委員にも申し上げたように日米安全保障体制というものを県は一知事は認めているわけですが、しかしながらその体制の中で沖縄県の過重な基地負担が74%の基地とさらにそれから派生する事件・事故等があると、こういったものをいかに減らしていくか、基地負担を減らしていくかという観点でその根底にある米軍の運用でありますとか、あるいはなぜその各県で担えないかといったところを、しっかり研究、検討していきたいということでございます。

○上原章委員 この安全保障というのは、あくまでも日米の安全保障の枠内の部分で、この沖縄県が今こういう基地負担が過重にあるという部分を改善していくための研究ということですか。

○又吉進知事公室長 そのとおりでございます。

○上原章委員 僕は安全保障に幅広い枠があると思うのですよ。例えば、人間の安全保障、今世界的にもいろいろな紛争がある、貧困の差もある中でもっともっと広げる必要があるんじゃないのかなと。要するに基地で、この武力で平和を維持するという考え方はもう大変限界があると思うのですよね。むしろ本当に人間本来の安全保障をしっかり見据えて県は発信していかないと、沖縄に基地そのものがあること自体がもうやむを得ないみたいな形でいくと、当然今の日米の安全保障だとこれはなかなか突破できない部分があると思うのですよね。ですからもっと大きく広げて、せつかくこれだけ安全保障の研究を深めて、地元から基地は必要ないのですと発信する以上、もっともっと世界的な視野で人間の安全保障をしっかり見据えて、沖縄21世紀ビジョンにもありますように、ある意味では沖縄県は世界の国際貢献の島としてこれから歩んでいきたいのだ

という根本に人間の安全保障、アジア太平洋地域をしっかりと沖縄が平和のなめめとしてやっていきたいのだと主張する意味では、日米の安全保障を研究して基地を少しでも減らしていつてもらいたいと。僕は、これまで何十年沖縄の基地がなかなか減らないことを考えると、もう少しグローバルに広げていく必要があると思いますがどうですか。

○又吉進知事公室長 おっしゃるとおりだと思います。それと私の説明が足りなかったかとも思いますけれども、先ほど玉城義和委員が御指摘のとおり日米の安全保障の技術論になってしまいますと、結果的に沖縄県に基地は必要だという結論になりかねないわけでございます。したがって、そういったものはあってはならないわけですし、そういったものをきちんと理屈づけるためには今委員がおっしゃったような視点で人間の安全保障、なぜ沖縄県にこれだけの基地負担が必要かという観点で研究調査を進めていくということは必要だと思います。

○上原章委員 ぜひその辺もこれまでの議論をただ調査するだけではなくて、もう一步踏み込んで沖縄の本来の県民が求めている平和発信の島として、私は歩みを進めるための研究事業にさせていただきたいと思います。

もう一点、73ページなのですが、名護防衛事務所、この名護市に設置する目的というのは県はどのようにとらえていますか。

○又吉進知事公室長 これは沖縄防衛局に照会をしているわけですが、ここに書いてありますように、キャンプ・シュワブを含む沖縄本島北部地域における、基地行政業務に適切に対応できる体制を整備するためと説明されているわけです。それがその具体的にどういう任務を担うのか、業務を担うのかということについては、まだ具体的な説明はないところでございます。

○上原章委員 この基地行政業務に適切に対応と、この基地行政業務というのはどのような内容なのかは聞いてないということですか。

○又吉進知事公室長 その説明を求めているところでございます。

○上原章委員 これは場所はどの辺に設置する方向なのかの情報がありますか。

○又吉進知事公室長 名護市辺野古区内だと聞いております。

○上原章委員 この防衛事務所を名護市辺野古ということで置きたいというのは、あくまでも沖縄防衛局の取り組みなのですか。

○又吉進知事公室長 防衛省としての意思決定だと聞いております。

○上原章委員 本来沖縄防衛局というのは基地の提供、県民の負担がないようにと、特に我々県議会としては一私としては、しっかり地元の方々をある意味では思いを受けとめてやってもらわないといけないなと思うのですが、この基地行政業務というこの適切に対応するという事は、例えば名護市辺野古区の基地問題、基地から派生するいろいろな問題等をここの事務所がしっかり受けとめる、例えばいろいろな事件・事故が起きた場合いち早く地域の人たちの声をここで対応して、本当に県民の側に立って対処するような意味合いの事務所として認識していいのかどうか、この辺の件は確認していただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 沖縄防衛局は今、金武町にある事務所業務を一部、それから北のほうに持っていくというのは説明はしてはありますけれども、今委員のおっしゃるようにちょっとその詳細は、それはいわゆる県民の福利に資するかどうかといったものについては、しっかり確認をしてみたいと思います。

○上原章委員 ぜひ、知事、県としてはこの設置が本当に県民の思いを受けて設置されるならいいが、もしそれがそうじゃないならばこの陳情者の皆さんが言っているように、これは強く抗議し県がそういう行政業務を適切に対応するという説明だけではなくて、具体的に県民のまたこの地域の方々の声を受けとめるためにそういった事務所を考えているのか、見きわめていく必要があると思うのですよ。例えば、基地の中での沖縄防衛局が発注するいろいろな工事等も、地元の皆さんにしっかりそれが受けただけのような窓口もここでしっかりつくるのだと、県としてはある意味ではこれが本当に進むのであれば求めていく必要があると思うのですよ。今いろいろな地域の人たちが何でこういう事務所が名護市辺野古区につくられるのか、その目的は何なのかははっきりしろと、はっきりしてほしいという多くの方の思いがあると思うのですよね。県はこの辺はしっかり、これは決定事項ですとか、そういう形で甘んじるようなこ

とがないようにやっていただきたいと思いますのですが。

○又吉進知事公室長 十分政府側とそういう目的等についても、しっかり情報をとっていきたいと考えています。

○上原章委員 今回、名護市辺野古には不可能だと知事もおっしゃっているわけで、この事務所設置が県民の思いと相反するようなことになってはとんでもないことだと思いますので、その点しっかり県は注視しながら見きわめていただきたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋大河委員。

○照屋大河委員 よろしくお願ひします。請願・陳情説明資料の76ページ、陳情第40号東村高江区における米軍ヘリパッド建設中止を求める陳情。知事公室長、この東村高江のヘリパッドを含む北部訓練場ですけれども、知事公室の出した沖縄の米軍基地という冊子があります。その中にこの北部訓練場の使用状況ということで管理する部隊が在沖米海兵隊基地司令部、それから主要部隊名については海兵隊ほか、使用目的については訓練場だということではありますが、これは北部訓練場の実態としてそういうことになっているということで間違いないでしょうか。

○又吉進知事公室長 5・15メモでこのような目的が示されておまして、この範囲内で使用されていると承知しております。

○照屋大河委員 北部訓練場は海兵隊以外は使ってないのですか。その実態、実績というのは把握していますか。

○又吉進知事公室長 海兵隊ほかと書いてありますので、そういう実態はあろうかと思いますが、その実態については詳細には把握しておりません。

○照屋大河委員 ぜひその辺は調べていただけませんか。海兵隊のほかにも北部訓練場の使用があるのか、実態があるのかというのは、沖縄防衛局に問い合わせするなりやっていただきたいと思いますのですが。

○又吉進知事公室長 照会してまいります。

○照屋大河委員 県は普天間飛行場について県外への移設を求めていくと、県内は反対だと、不可能だということで県外を求めていくということですが、主に普天間飛行場を使う海兵隊部隊なのですけれども、普天間飛行場が移設することによって海兵隊の機能あるいは人員がどれぐらい県内から減るという試算とかいうことはされてますか。

○又吉進知事公室長 具体的な試算というのはやっておりませんが、再編実施のための日米のロードマップにあるとおり、海兵隊司令部を中心とした兵員も含む8000人が削減されるということがございます。

○照屋大河委員 その再編実施のための日米のロードマップの発表も含めて、この基地がなくなることによって、随分なくなるわけですから在沖する海兵隊も減ると思うのです、機能も含めて。そういうことは改めてこの基地がなくなることによる減少見込みというのですか、そういうところも調べてみる必要があると思うのですが、その辺はどうですか。

○又吉進知事公室長 それは御指摘のとおりだと思います。そもそも沖縄にこれだけ広大な訓練場が必要なのかというところは、我々は常日ごろ感じているところがございます、そういったことを公式、非公式に問い合わせているわけがございますが、今のところ必要だという見解しか返ってこないわけがございます、なぜ兵力の削減も含めて今後これだけの訓練場が必要なのかという疑問は出していきたいと思います。

○照屋大河委員 これだけの訓練場が必要なのか、県は普天間飛行場を県外に求めていく、先ほど私がどれぐらい残るのだと、移ったことでどれぐらい減るのだということで、北部訓練場の件を最初に申し上げましたが、ほとんど海兵隊が使っているわけですね。普天間飛行場を県が県外移設を求めているということは、これは実現した場合、ほとんどの海兵隊機能は県内にはなくなるわけですよ。そういう意味では海兵隊が使う北部訓練場の存在価値というものがあるのかということがあるものですから、先ほどから言っているような点を調べてほしいということです。僕の考えですよ。普天間飛行場がなくなれば当然、海兵隊が使う北部訓練場も含めて、同じように返還を求る可能性が出てくると考えるのですが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 その因果というのですか、関連について断定的なことは言えないと思いますけれども、仮に県が求めている海兵隊の県外移設というものが実現すればそれは沖縄の兵力構成、演習のあり方についても相当な影響が出てくるだろうと考えております。

○照屋大河委員 仮にということではなくて、しっかり求めていくと知事も公約で言ったし、4年間は変えないと言っているわけですから、それに向かっていくわけですよね。その県内移設を反対して移転していくと。危険性の除去も含めて普天間飛行場から県内から出していくという動きをいろいろな訪米をしたり、さまざまな手法を使いながらやっていくということですから、その北部訓練場も含む海兵隊の機能という、どういう訓練が行われているのか、それに付随して北部訓練場もあるとしか考えられませんので、いろいろな見解があると思うのですが、そういうのも含めてやっていただきたい。そういう意味でその東村高江のヘリパッドをS A C O合意だから大部分が返還されるから、そのかわりに新しいヘリパッドを建設するのだというこれまでの東村高江のヘリパッドについての答弁ですが、この県外移設を実現していく厳しい壁に向かっていくというときにはこの海兵隊の機能も含めて、東村高江のヘリパッドもやはり新たな建設にはならないと、一緒になって求めていくほうが普天間飛行場の県外移設を求める県の姿勢として一致するんじゃないかなと思うのですが。

○又吉進知事公室長 今の委員の論点は大変よく理解できるところでありますけれども、県としましてはやはり北部訓練場の過半の返還というものがS A C Oで合意されたことをごさいますして、これは現実に日米で合意がなされていると。したがって、現実的にはこれを進めることが将来のいずれ訓練場がすべてなくなるということが我々の目標ではありますけれども、それに向かっての一つの道筋であろうということをごさいます。

○照屋大河委員 本会議でも議論したのでその辺は理解できます。しかし、これまで容認していた普天間飛行場について、県内移設を条件つきだが容認していた県が県知事も先頭になって全県民で県外を求めていく、そういう状況が移ったときにS A C Oの合意で北部訓練場過半の返還はいいとしても新たなヘリパッドの建設を容認する必要はないんじゃないかと、S A C Oの中身であっても、そこは細かく点検すべきじゃないかなと思うのですが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 この件につきましては議論をいろいろ重ねまして、地元の意向、地元も反対の方も当然いらっしゃるという中で、今こういう形で進めるのが現実的にベターであるという考え方で県も取り組んでいるわけですが、それはやはり地元の意向といったものを重視しつつ、このまま進めていくべきであろうと考えております。

○照屋大河委員 例えばSACO、再編実施のための日米のロードマップも含めて訓練の分散というのがあります。沖縄県が過重ですので、ほかの地域に分散ということではありますが、普天間飛行場を県外に移設することが実現したとして、そのかわりに新しく東村高江にもヘリパッドをつくったから訓練は沖縄でできないかという条件、そういう懸念もあるわけですよ。そういう条件の場合県はのみ込みますか。

○又吉進知事公室長 その条件が前提となるか等も含めまして、ちょっと仮定の話ですので今、述べる述べないという話はお答えしかねると思います。

○照屋大河委員 県知事を先頭に全県民が県民総体となって反対しているにもかかわらず、日米両政府は名護市辺野古を進めようと。しかも、そうじゃなければ普天間飛行場の固定化もあるよというような発言も米政府からある。そういう意味ではその東村高江の新たなヘリパッドの建設も含めて県は少しのすきも見せてはいけないのではないかと感じています。普天間飛行場は、先ほどから知事公室長が言うように、名護市は反対する市長が誕生したとか事態の変化の上に立った県知事の県外移設だと感じるところがあって、少なくとも強行に東村高江に建設してしまえばまだ余地はあるんじゃないかという、そういう疑念も不安もあるものですから、ぜひ先ほど言った北部訓練場はほとんど海兵隊が使っているのだと、県が求める普天間飛行場の県外移設が実現した場合にはどれだけの海兵隊が減るのだと。そうすれば東村高江も訓練場だって沖縄県にある必要がないんじゃないかということも考えられるので、しっかり先ほど言った宿題ですね、これまで北部訓練場で海兵隊以外の使用があるのか、あるいは県が求める県外移設が実現した場合、沖縄にどれぐらいの海兵隊が残るのかと。その中にこんな広大な北部訓練場が必要なのかということも含めて、しっかりとその県外移設が実現できるように、先ほど言った点は調査していただけないでしょうか。

○又吉進知事公室長 その北部訓練場の運用状況でありますとか、どういう形で使われているかということは引き続き調べてまいりたいと思っております。

○照屋大河委員 本会議でもありました仮に普天間飛行場の固定化とか強行に進めるとか話をしましたが、沖縄防衛局のこの間、去年の12月から工事再開の現地でのやり方というのは相当に強行に感じました。僕も本会議でも言ったようにその場所に行きましたし、そういう意味では、これ民意ですよ、県知事も県知事選挙で両方の候補が県内移設反対と戦いながら、それであってもなお県内という両政府に立ち向うわけですから、少しのすきも見せないように東村高江の米軍海兵隊に関する機能も含めて、先ほどの安全保障を大きな視点での研究も必要かと思いますが、ここにある米軍基地の運用などの研究も進めながらぜひ県外移設に突き進んでいただきたいと思いますので、決意を聞いて終わりたいと思います。

○又吉進知事公室長 知事が再三申し上げておりますように、代替施設の名護市辺野古への建設につきましては、これは事実上不可能と認識しておりまして、この県外を求めるということはこういう安全保障の研究事業も踏まえてしっかりやっけてまいります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 さっきもありましたが、陳情審査の前提でこの米軍基地が置かれている根拠ですが、まずそれから説明していただけますか。

○又吉進知事公室長 日米安全保障条約第6条に基づきまして米軍基地は我が国への駐留を許されていると考えております。

○前田政明委員 これはいつまでですか。

○又吉進知事公室長 日米安全保障条約上は期限が明確に定まっておりません。

○前田政明委員 国際的なそういう条約の中で期限がない、無期限に外国の軍隊が存在するというものはありますか。

○又吉進知事公室長 承知しておりません。

○前田政明委員 普通は少なくとも100年とかね。日米安全保障条約第10条には、破棄通告をすれば1年以内にアメリカはアメリカの政府の責任において原状回復、基地を撤去するというのがありますけれども、そういう面では今の実態で日米安全保障条約で言えば期限がない。この期限がないというものは、あの戦争で自分たちが多くの犠牲で奪い取ったものだという、メア発言だとか、その他があると思うのです。いわゆるサンフランシスコ平和条約第3条、これが日本本土と離れて無期限でしたけれども。しかし、そこは県民的な全国的な世界的な世論の広がりもあって今の施政権返還括弧つきができてると思います。そこのところは無期限の状況ですね、国民的な世界の人々との連帯の中で切り開いて今日があると思うのですけれども、いかがですか。

○又吉進知事公室長 1972年に沖縄返還協定が発効いたしまして、それまでには私どもの先輩方の大変な苦労があったと承知はしております。

○前田政明委員 陳情平成20年第102号に関して日米地位協定の問題ですけれども、先ほどもありました日米地位協定の密約、日米地位協定第3条の改定にかかわる日米合意議事録というものが明らかになってきて、その中で1953年10月28日の日米合同委員会の裁判分科委員会の非公開議事録ということで、日本の当局は通常日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については第1次裁判権を行使するつもりがないと述べていることができるというものがあるのですね。それで法務省の資料提供で日本平和委員会のまとめたものですが、2009年の交通事故の過失致傷を除く米兵らによる刑法犯罪で起訴されたのが24件、不起訴が91件という状況があります。それからもう一つの資料では2001年から2008年までの同じく米兵による刑法犯罪で起訴されたのが645件、不起訴が3184件、いわゆる米兵による犯罪刑法犯の83%が不起訴になっている。そういう面で先ほどありましたように米軍の犯罪でも25%含めて日本の税金で払わないといけないということで、これが何千億円ですか、何百億円含めてなっていると。こういう状況についての認識はどんなものですか。

○又吉進知事公室長 今、委員がおっしゃった件につきましては、当時報道もされまして、たしか議会でも起訴率が低いという形で議論になったと思います。これにつきましては県としましても、法務省等に問い合わせているところですがこの数字についての見解というのはただけでなく、ただ法と証拠に基づいて起訴をしているという見解をいただいたというところでは。

○前田政明委員 以前檢察のほうに皆さんから問い合わせをして沖縄県で起こった米軍犯罪五千幾らかの中で、何件起訴されたかというものも調べてもらえないかといったら、「いやそれはできません」というような答弁がありましたけれども、そのところは皆さんとして日米地位協定を見直しをする、日米地位協定としてちゃんと沖縄県民や日本国民の人権を守られる、当然裁判権は補償されるという立場からすると基礎的な認識として確かめる必要があると思うのですけれども、ただ「知りません」とか、「いやわかりません、資料がありません」ということでは……。県としてこのところは日米地位協定の改定を求める根拠として法務省、その他に問い合わせをしてしっかりと掌握をして、6月定例会ぐらいの米軍基地関係特別委員会では実りある報告ができるようにしていただけないか。

○又吉進知事公室長 必要な資料につきましては、精いっぱい取る努力をしてまいります。

○前田政明委員 陳情第40号に行きますけれども、金武町の資料とアメリカのセントラルトレーニングエリアスペシャルマップというものをもとにして、平和委員会の皆さんに協力をしてもらって訳した私たちの調査では、ヘリパッドの数が約60カ所ぐらいなのですけれども、皆さんに金武町に行っていて資料の事を確認し、これを沖縄防衛局にも確認してほしいと、前の予算特別委員会で米軍基地関係特別委員会までには何とかしてもらえませんか、知事公室長にお願いしておりましたけれども、その後どうなっていますか。

○又吉進知事公室長 たしか金武町の資料で55カ所だったと記憶しておりますけれども、それを踏まえて金武町でこういう資料があるけれども、という照会をいたしております。また、金武町に対してこの資料の入手先と伺いますか、どういった根拠でということで両面問い合わせをしたのですけれども、防衛省側はこれについては公開をしていないということで具体的な数字はいただいております。また、金武町もこの資料がどういうルートで出てきたかということについても実は承知していないということでございました。

○前田政明委員 僕は本当にどこの国の政府かと言いたいですね。幾ら日米安全保障条約で基地を提供していても、やはり平和的生存権というものは憲法で保障されているのですよ。それを脅かす、すなわち住民の命と暮らしを守るためにはこれはどうしても答えてもらわないといけない。ヘリパッドの数が、約

60カ所あるのですよ。そして北部訓練場は22カ所ですよ、それが15カ所残って新しく6カ所、それも東村高江の周辺ですよ。だから僕が言いたいのはこの60カ所近くが本当に使われているのかと、こんなにたくさんあって、どうして東村高江の部落を囲むようにやる必要があるのかと。後で聞きますけれども、SACO合意云々といってもここはやはり住民の生存権、県民の生存権を守る立場から、少なくともこれ以上はもう要らないのではないですかと、一体この状況はどのような使用状況になっていますかということ、沖縄県として、やはり県民の命を守る立場からしっかりとアメリカ政府なり米軍なりに問い合わせをして、そして運用上の問題だとしても、この必要でないものはなくしていくことが求められると思うのです。だから知事公室長、そういう面でどうなのですか。本当に60カ所近くある、これがどう使われているのか、そしてSACO合意に基づく過半の返還と言うけれども、本当にこれが必要なのかということで皆さんしっかりと認識をして対応すべきじゃないかと思えますけれども、どうですか。

○又吉進知事公室長 やはり地元の方に負担を与えることになってはならないわけでごさいまして、そういう意味では地元金武町、あるいは東村とも緊密に連絡をとりながら、やはり今委員の御指摘になった点についてももしっかり確認をしてまいりたいと思っております。

○前田政明委員 それと陳情にありますけれども、ここは本当にヤンバルの森でしょう、貴重種がたくさんあって、そして今工事は基本的にやらないということになっていますよね。それはなぜですか。

○又吉進知事公室長 これはこの移設の計画が示されたときに、県あるいは地元から住民生活あるいは自然環境への影響を最小限にするようにという趣旨の申し出がありまして、それに対応した形でノグチゲラの営巣時期については土工事を控えるという方針が示されたと承知しております。

○前田政明委員 これはこの陳情にあるように、生物多様性豊かな動植物が生息すると、これはN1を含めてこの地域に貴重種、固有種がどれぐらいあるのですか。

○金城康政環境企画統括監 沖縄防衛局の環境影響評価の図書の記載によりますと、N1とN4地区それからG地区、A地区の周辺では貴重種、動物が97種、

植物が109種確認されているという状況であります。

○前田政明委員 例えれば幾つか事例を挙げていただけませんか。

○金城康政環境企画統括監 天然記念物としてノグチゲラだとかヤンバルクイナとかそういうものが14種等そういう固有種が見られた、確認されたという報告はあります。

○前田政明委員 だから皆さんとしてはこの貴重種を守る沖縄県として、やはり生物多様性一本当にこの世界でも極めて重要な宝の宝庫といえますか、そこも非常に面積的にも限界にきていると、林道その他皆伐による環境破壊とあわせて本当に今ノグチゲラ、ヤンバルクイナを含めて営巣木などがどんどん皆伐などで倒されていって無造作に捨てられてますけれどもね。ある学者の研究では直径10センチメートル以上の木が非常に少ないという研究結果も出ていて、ノグチゲラやその他がすむ場合の営巣木がほとんどなくなってしまっているというものも含めて、極めて貴重種その他を守る上でもヤンバルの森は限界に来ているのですよ。そのときにこの本島中北部を含めて、我々が子々孫々に伝えなければいけない、この自然とこの貴重種を守るためにやはりそこはS A C O合意であってもしっかりとこの頑張っていくということが必要じゃないですか。先輩方に聞いたらやはりここは貴重だよということで、米軍の生物学者の将校が琉球大学の先生やその他に、ここは大変貴重だよと、守らないといけませんよというアドバイスもあってね。米軍の将校ですら、ここは世界的にも極めて貴重なところで守らないといけないという、そういうところでしょう。だから陳情第40号の2の本当に生物多様性豊かなこの本島北部地域をどう守るかという面では、知事公室長これで守れますか。こんな形でこの60カ所近くもあって、アメリカでは絶対に認められませんでしょう、アメリカでは野鳥やその他自然保護の立場からはそういうところは飛んでいけないという法律もあると聞いておりますけれどもね。これで皆さんこの沖縄の自然、本当に子々孫々に渡さなければならぬ、ヤンバルの水がめを守れますか。

○又吉進知事公室長 そういう意味では自然への影響といったものを、やはり最小限、とにかく極力軽減してほしいということを申し上げているわけでございます。

○前田政明委員 ダムの近くの北部訓練場で、米軍が演習をやって排せつ物の垂れ流しをしたというような形で、環境汚染もありますけれども、ここは専門

家に言わせれば、ベトナム戦争のときに使ったダイオキシンの枯れ葉剤もまだ残されているのではないかと、ただあれは水の関係ではなかなか出てこないもので、そういう面では土をちゃんと検査しないとなかなかわからないものだから、やはり環境調査をしないといけないと、しかしダイオキシンその他というものは、そういう面では県民の水がめを守ると、ヤンバルの自然を守ると同時に県民のこの水がめを守るところでもあるのでしょうか。これまでもそういう面では、ダムの中で訓練とかそういう大事な沖縄県民の水に対していろいろな事件があったのではないですか、そのところはどのようなのですか。

○又吉進知事公室長 具体的な件につきましては、ちょっと今資料がありませんけれども、例えば遺棄された弾がダムの湖畔あるいは湖底にあったとか、そういう事件が再三あったと承知しております。

○前田政明委員 瀬長亀次郎さんが現役のときに訓練での演習垂れ流しについて明らかにして、いわゆる福地ダムでの湖上訓練に抗議するために福地ダムに行きましたけれどもね。アメリカなんかでは水源指定のところに入ったら、銃殺ではないけれども射殺してもいいとか、いろいろな意味で水を守るのは大変大事な規定で日本の刑法でも重い刑ですよ。そういう面でヤンバルの北部訓練場というものは我々が日常的に飲む水、その源になっていてその近くでサバイバルの訓練をしていると。しかし、そういうサバイバル訓練場は今この広いアジアその他含めて北部訓練場しかないという状況で、そういう面では水がめを守るという意味からも知事公室長、これはしっかりと対応することが必要じゃないですか。

○又吉進知事公室長 過去にペイント弾が見つかったりとか、そういう水源でそういったものが見つかったときには、企業局、あるいは沖縄県を通じまして嚴重に抗議をしているところがございます。したがってそういうことはあってはならないと考えております。

○前田政明委員 それで皆さんS A C O合意と言うけれども、S A C O合意の中身は何ですか。ちょっと説明してください。

○又吉進知事公室長 平成8年12月にS A C Oの最終報告が出ているわけですが、普天間飛行場の全面返還を含む11施設、5002ヘクタールの土地の返還、さらに県道104号線越え実弾砲兵射撃演習の廃止、航空機騒音の軽減措

置、日米地位協定の見直しについて、航空事故調査報告書の公表や米軍公用車の番号表の取りつけ等について改善をしていくという内容になっております。

○前田政明委員 SACO合意では普天間飛行場に関する内容はどうなっているのですか。

○又吉進知事公室長 普天間飛行場につきましては海上施設の建設を追求すると、規模は当時1500メートルです。それから岩国飛行場に12機のKC130を移駐、嘉手納飛行場における追加的整備という内容になっております。

○前田政明委員 これは15年規定があったものですか。15年使用は関係ないですか。

○又吉進知事公室長 御質問の15年使用というのは、当時の県知事が15年の期限付きの代替施設の建設、その条件を示したものと承知しております。

○前田政明委員 このときの基地の形態はどのようなものでしたか、普天間飛行場の代替施設は。

○又吉進知事公室長 SACO合意の時点では海上施設の建設を追求、規模1500メートル等が定められたわけございまして、その形状、形態につきましてはその後日米の協議が行われたと承知しております。

○前田政明委員 これは代替施設として海上施設を沖縄本島東海岸沖に建設するというのは入っていたのですか。

○又吉進知事公室長 SACO合意ですが、海上施設は沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、栈橋またはコーズウェイ（連絡路）により陸地と接続することが考えられるという内容です。

○前田政明委員 この後の陳情とも関係もあります普天間飛行場の問題もありますけれども、要はこの北部訓練場の問題と普天間飛行場の問題を一体としてSACO合意でも県内移設なのですよ。だから皆さんは全部陳情処理でSACO合意の速やかな実現こそ現実的解決の方法だとずっと答えていますよね。だから結局は、この北部訓練場の過半の返還、那覇軍港の浦添市移設、そして結

局は「S A C O合意の実行こそ」ということになると、沖縄本島東海岸沖、すなわちその県内移設ということ認める形になるのではないですか。

○又吉進知事公室長 S A C Oで示されたS A C Oそのものは沖縄の基地負担軽減のために設けられた組織であって、そこでの合意は基本的に推進されるべきであるということが沖縄県の考えでございますけれども、普天間飛行場の代替施設につきましてはその後の経緯等も踏まえまして、現時点というか、誤解を招きますけれども、現在は県外移設を求めているという立場でございます。

○前田政明委員 それで私は、「S A C O合意の推進こそ」ということになると、この前も聞いたけれども、知事の基本的な考え方は変わりませんと。たまたま名護市長が変わって地元の合意が得られないと、難しいと、県民も全体、県議会を含めてこの県内移設はだめだと。名護市辺野古反対だという形の流れの中であるということをおっしゃるけれども、僕は本会議でも言いましたけれども、名護市辺野古と東村高江は一つでしょうと。普天間飛行場のヘリ部隊が訓練する場所はどこかということで、さっき言ったようにこれだけあるところの最も近い有効な海兵隊が、陸上、それからヘリ部隊と立体的な訓練ができる場所じゃなければいけないと、それは沖縄なのだという形でやられている中身でしょう。そうするとこのS A C O合意の中でいわゆるこの普天間飛行場は当然返すべき、そしたら名護市辺野古の基地はあり得ないということになると、そうするとこのヘリ部隊が訓練する名護市辺野古に移す。そうしたら名護市辺野古から訓練する場所はこの60カ所近い、東村高江も含めてここなのですよ。そうすると当然皆さんの立場からすると少なくとも普天間飛行場がだめなら、先ほど他の委員からもありました、皆さんも言っていた北部訓練場がなくなるこそが沖縄の基地の実態は変わってくるのですよ、さっき知事公室長が答えましたよね。だからそういう面では、僕はそれが一貫性だと思うのだけれども、皆さんはそういう立場に立っていないのでしょうか。要するに北部訓練場はS A C O合意で部分返還ですということになっているものだから、その基本的なものはS A C O合意ですということになると、普天間飛行場も県内移設、そして海兵隊が訓練できやすいところというふうに、その基本的なものが全然だめだというもの変わったのですか。

○又吉進知事公室長 経緯があるわけですがけれども、S A C Oで示された沖縄県の基地負担の軽減については基本的に推進すべきであるというものが、そういう意味ではS A C O合意を尊重するというのが県の立場でございますけれど

も、普天間飛行場代替施設につきましては現在県外を求めると、この立場はSACO合意を推進する立場としておかしいのではないかという論点につきましては、いや、それはそれでそれとして進めるけれども普天間飛行場は県外であるということを行っているわけでございます。

○前田政明委員 私は少なくとも一体なのでそこは普天間飛行場がだめなら、名護市辺野古もだめ、東村高江もだめだとなるべきだと思います。知事は日米合意を見直せと言っていますよね。日米合意を見直せという部分は具体的にどこなのですか。

○又吉進知事公室長 普天間飛行場代替施設の建設位置でございます。

○前田政明委員 これは再編実施のための日米のロードマップのいわゆる中身だと理解してもいいですか。

○又吉進知事公室長 5月28日の日米共同発表というものは2006年の再編実施のための日米のロードマップを踏まえたものでありますので、内容としては同一と考えております。

○前田政明委員 先ほどのいろいろな矛盾点はおいておいて、いずれにせよ県民世論に押されて、再編実施のための日米のロードマップにおける代替施設の問題を含めて、これはパッケージですよ。要するにアメリカ政府も言っているけれども、その名護市辺野古が完成し、グアムに日本政府がお金を出して完成して、それから後、この嘉手納以南の返還に入ると、そして後はPAC3を配備する、それからキャンプ・ハンセンは自衛隊も使う、そして那覇空港を含めて民間空港も米軍が使えるようにすると。そういう面で石垣空港その他含めてその合意に基づいてどんどんやっているという意味では、そこに矛盾があると思うのです。この再編実施のための日米のロードマップのこの普天間飛行場代替施設の位置について、これはもう反対ということでもいいわけですか。

○又吉進知事公室長 名護市辺野古崎地区に置くことについては、これは見直すべきだと考えております。

○前田政明委員 陳情第40号の記の3、スラップ裁判ですよ。これは僕も傍聴していますけれども、この裁判が仮処分で2年続いているのですよ。仮処分と

いうものは速やかに工事をするものの政府の防衛局の言い方にしてもこれは妨害していると、だからできないのだと、だから仮処分だと。実際にはもう工事がどんどん強行されてやられていて、訴えの提起の利益はないのですよ。それで裁判所も2年も続いているものだから、裁判所から2010年10月1日に次の点において釈明が求められたのですよ。すなわち被告らの直接の妨害行為に関し、提出済みの証拠以上の証拠があるのかと、具体的に皆さんは当然平然と平和的な形でこの反対行動としてやっているわけですから裁判所から出さないといっても、2年たっても出さない。それでこの前、いや出しましょうと言って今準備をする、準備をするのにビデオもありますよと、だけど顔を隠さないといけませんからといって、これをまた延ばして結局は裁判所からも速やかにしてくださいと、それで話し合いをしてくれと。裁判長からもこれはやはり話し合いですべき問題ではないかという提起がやられて、そしてこの裁判所から話されているにもかかわらず、2010年12月22日に100名動員してヘリパッドの工事を強行すると。そしてこの前の年明けてからの裁判をやっているときに、これはみんな那覇市に来ている、そして支援をしていると、私も傍聴しましたけれども、そのときにまさに裁判しているこのときに工事を100名以上を含めて強行したのですよ。そしたら弁護士は裁判長が言ったことを趣旨に反して今まさに工事が強行されていると、これは司法をじゅうりんするものではないかと、こういう面で司法の場をこんなふうにご利用するのは許されないのではないかと行って訴えたのですよ。まさか、こんなことまでするかと。要するに裁判にかけておきながら、我々も当然いきますし、そしたらそういうことをやっておきながら強行する。そういう面ではこれは仮処分だったら速やかだから、もう2年もたっているのですよ。そして裁判としては8月に集中審議をしてやりませけれども、3年かかるのですよ。これは2人の代表を相手にしているこの8歳の子供も訴えたのですよ。だけど8歳の子供は証拠も何もない、だから取り下げたのですよ。その親は訴えましたよ、許せないと。私もそのお母さんに聞いたことあります。その子の兄弟の子が何々ちゃんがお父さん、お母さんも牢屋に入るならば自分も一緒に行かないといけないのかねという感じの話がやられているのですよと言ってね。本当にもう泣けてきましたよ。だからそういうことを事実関係もないものだから取り下げて、あとは知らないふり。そういう面ではまさにこのいわゆる見せしめ、このスラップ裁判で、権力が、沖縄防衛局が利用するということが、これは絶対許されないことで、米軍の銃剣とブルトナーザーでやるようなやり方以上にひどいやり方を司法の場を使ってやっているというのが今のこの経過なのですけれども、今の説明を聞いてどう思いますか。

○又吉進知事公室長 委員は大変地元の方々といいますか、座り込んでいる方々の思いもいろいろ承知されていて、そうおっしゃっているものだと思います。ただ、この案件につきましては、現在、被告・原告それぞれの立場で司法の場で争っているということですので、県からのコメントは控えたいと思います。

○前田政明委員 私はこれについて、こういう不当なことについて北澤防衛大臣が、知事にSACOのことなので、やらせていただきますよと、東村高江ですかと、北部訓練場云々という形で新聞報道にもありましたけれども、北澤防衛大臣が新聞報道でも知事に伝えたのと、知事はそれを容認したと、了解したという報道がなされているのですよ。これは私は本当に許せないなと思いますけれども、そののところどうなのですか。

○又吉進知事公室長 たしかこれは知事が防衛省に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会で行ったときのやりとりだったかと記憶しておりますが、知事はそれを容認したという旨の発言はしておりません。

○前田政明委員 否定はしていませんよね。どこどこですねと場所の確認を含めてやっているのでしょうか。

○又吉進知事公室長 具体的なやりとりというものは正確には記憶しておりませんが、いわゆるやる、容認しろしないとのやりとりではなかったと。北澤防衛大臣が近く工事を再開するといった旨を触れられたと承知しております。

○前田政明委員 そういう状況の中で、沖縄防衛局の職員は、いや知事も賛成していますよと、了解していますよと、県議会で答弁していましたからと、言っていたので、では知事はあのように強行するようなやり方を認めているのかと、そんな中身が答弁されているかと、こちらは質問した当事者だよと言って、その現場の責任者と話し合ったことがありますけれども、そういう面で知事の言動が、沖縄防衛局に使われていることを皆さんは是とするのですか。

○又吉進知事公室長 無条件で容認したことはないわけですので、しっかりそれを踏まえるべきだと考えております。

○前田政明委員 だから少なくとも地域住民の安全、そして平穏な暮らしを営む権利、知事もN4を再度見て、近すぎると。これはちょっと近すぎるなど何とかならないかということをお願いしていたのでしょうか。

○又吉進知事公室長 おととしだったと思うのですが、実際視察をしまして部落に近すぎるといったのか、近いという見解を示したと記憶しております。

○前田政明委員 私は無条件撤去ですよ、我々はね。だけれども、少なくともあのN4だけでもこれは外しなさいと。住民の場所に近い、県道のそば、いわゆる米軍によるホバリング、これは通常の訓練だと彼らは言っているわけですよ。通常の訓練だと。やったけれども、これはねらい撃ちではないと、通常の訓練なんだと。僕も翌日いきましたけれども、びっくりしましたよ。大きいベニヤ板の看板などが40メートルも飛んで、もしオートバイとかあったらもう大変ですよ。我々は全面返還ですけども、少なくともこの東村高江の皆さんの生活しているところに最も近いこのN4はやめてくれと。これはやめるべきだということは皆さんは言えるのではないですか。

○又吉進知事公室長 N4につきましては、たしか東村高江区から近すぎるのというお話があったと思います。したがって県としましては、地元の要望をしっかりと聞いてくれということを申し上げているわけでございまして、N4に対しても同様な見解であったわけですけども、残念ながら今のところそのN4に対する措置というものは行われていないと承知しております。

○前田政明委員 ここは私どもは全面撤去です。やはりもう一回言いますけれども、東村の決議も生きているのですよ。東村高江区の決議もこれはなしだと言っていないのですよ。だから現村長もこの選挙公約のときにはヘリパッド反対なのですよ。私ども改選前にも東村長と日本共産党県議団会いましたよ。そしてたら確かに私は選挙公約でヘリパッド反対と掲げましたと。しかしいろいろ諸般の先輩方から勉強してみたら、残念ながら今私は認める立場にならざるを得ませんでしたと言っているものですから、要は村長自身がヘリパッド反対で私は選挙に出ましたということを我々にも言っているところなのですよ。それがこのいわゆる基地交付金の問題とか基地を認めなければ財政がないとあって、名護市その他のような再編交付金によって、基地とリンクして、そして県民、住民の人権、それから政治家の公約、そういうものも貫けなくなるような実態

が沖縄県の米軍の軍事的植民地的状況だと。国際的にもこの植民地はなくなっただけでも、日本の今の実態は新たな発展した国の大国による従属、それも無条件従属。期限のない日米安全保障条約は無期限、そういう面で日米安全保障条約第10条でなくす以外ありませんけれども。私は少なくとも貴重動物の繁殖期は絶対させてはいけないと思いますし、そういう面では住民が平和的に生きる権利、それを堂々と主張して平和的にこの言論の自由、団結権に基づいて訴えている。それを裁判所で見せしめみたいに8歳の子供も訴えてやろうとして、証拠がなかったから取り下げている。なおかつ工事関係者を動員してどんどんやっている状況は私は許してはいけないと思いますし、そういう面ではS A C O合意を認めるという立場の中では不十分だと思います。本当はヤンバルの部分返還ではなくて無条件返還と、部分返還だとしても少なくとも東村高江を6カ所も囲むようなことは、私は何としても本来避けるべきではないのかと、避けるべきことが望ましいと思いませんか。

○又吉進知事公室長 地元の方も大変な御苦労というか、東村長も大変な判断をされてということ承知しております。これは簡単なことではないということとございます。しかしながら、県としましては今地元高江区、あるいは東村の意向もきちんと踏まえつつ対応してまいりたいと考えております。

○前田政明委員 ヤンバルでは国頭村安田のハリヤーパッドの着陸帯、それから国頭村安波の砲弾のもの。それから恩納村の都市型戦闘訓練施設、本部町の自衛隊のP3C含めて自衛隊の基地、これも全部住民の戦いによってみんなつぶしてきているのですよ。認めたのはないのですよ。そういう面ではくどいようだけれども、日米安全保障条約で無期限だとしても、サンフランシスコ平和条約で沖縄は永久にアメリカの植民地に信託統治下に置かれようとしたものを我々が立ち上がったわけです。そういう面では県知事が今名護市辺野古は不可能だと、それを可能にするような状況は絶対許されないと思います。少なくとも今のこの名護市辺野古の基地は絶対不可能だと、それはしっかりと県民を裏切らないで本当に県民の先頭に立って、本島北部地域の皆さん、沖縄県民の基地建設を一切許していないということについてしっかりと踏まえて行く必要があると思いますけれども、この辺の事実経過の問題としてどういう感想をお持ちですか。

○又吉進知事公室長 経過に関しましてはいろいろな見方があろうかと思いますが、県としましては知事の選挙公約でもあります普天間飛行場の県外移設と

いったものを踏まえてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○前田政明委員 東村高江のSACO合意の実践ということは、逆に言えば名護市辺野古の先駆けだと、普天間飛行場と名護市辺野古と東村高江は一緒なのだ、だから名護市辺野古はあきらめないという意思表示だと見る面もありますので、そういう面では絶対東村高江にヘリパッドをつくらせないということで県民ぐるみの運動をやっていきたいと思います。県もそういうことを理解してやはり東村高江にヘリパッドはつくるべきではないという立場での対応を願いまして終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について、議員提出議案として意見書及び決議を提出することにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議を提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、議員提出議案として案のとおり意見書及び決議を提出することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

前田政明委員。

○前田政明委員 先ほど休憩中に議論になりまして、私ども普天間飛行場の国外・県外移設ではなく、無条件撤去・返還を入れていただきたいと主張しましたが、一致を見ませんでした。そういう意味では、これまでも県外・国外移設では基地の痛みを他に押しつけるということで、基本的な問題の解決にはならないと私ども思っておりますが、ただパッケージすなわち再編実施のための日米のロードマップの条件つきの中身のものではなくて、これと切り離して速やかに基地を返還するという点で一致する点は大変大事なところですので、そういう面で本意見書については賛成したいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 議員提出議案としての嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還に関する意見書及び同決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

請願及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

請願及び陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件、陳情47件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました請願及び陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された請願及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 渡嘉敷 喜代子